

## 会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 平成26年9月16日(火) 開会 午前 9時00分

閉会 午後 5時20分

出席者 委 員 委員長 平池 紘 士

増山 敬之 茂呂 健市 小久保 かおる

白石 幹男 氏家 晃 天谷 浩明

永田 武志 福田 裕司

議 長 関口 孫一郎

傍聴者 青木 一男 針谷 育造 坂東 一敏

広瀬 昌子 古沢 ちい子 針谷 正夫

大阿久 岩人 大川 秀子 千葉 正弘

入野 登志子 福富 善明 大武 真一

小堀 良江 中島 克訓

---

事務局職員 事務局長 赤羽根 則男 議事課長 稲葉 隆造

課長補佐 金井 武彦 副主幹 寺内 史幸

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

生活環境部長	大橋	定男
保健福祉部長	奈良部	俊次
保健福祉部副部長	茅原	剛
大平総合支所長	小島	誠司
藤岡総合支所長	塚田	勝
都賀総合支所長	青木	康弘
岩舟総合支所長	大島	純一
市民生活課長	臼井	春江
交通防犯課長	橘	唯弘
保険医療課長	村上	賢司
環境課長	金子	一彦
環境課主幹	金田	卓
斎場整備室長	若菜	博
新エネルギー対策室長	落合	博昭
人権・男女共同参画課長	木村	正明
社会福祉課長	藤田	正人
社会福祉課主幹	吉澤	洋介
生活福祉課長	横尾	英雄
こども課長	小林	和彦
こども課主幹	中田	勉
保育課長	中野	達博
保育課主幹	若林	孝幸
高齢福祉課長	鈴木	優子
高齢福祉課主幹	横倉	延男
介護保険課長	田谷	晴男
健康増進課長	大木	富江
地域医療対策室長	福原	誠
大平総合支所生活環境課長	早乙女	福一
大平総合支所健康福祉課長	野崎	由美子
藤岡総合支所生活環境課長	北村	イツ子
藤岡総合支所健康福祉課長	篠崎	邦雄
都賀総合支所生活環境課長	古平	芳一

都賀総合支所健康福祉課長	稲	葉	功	子
西方総合支所生活環境課長	出	井	裕	子
西方総合支所健康福祉課長	安	生	幸	二
岩舟総合支所税務課長	柿	沼		実
岩舟総合支所生活環境課長	海	老沼	文	明
岩舟総合支所健康福祉課長	熊	倉		繁
岩舟教育支所長	永	島	保	男

平成26年第4回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

平成26年9月16日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第 98号 栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の制定について
- 日程第 2 議案第 99号 栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
制定について
- 日程第 3 議案第100号 栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基  
準を定める条例の制定について
- 日程第 4 議案第105号 栃木市福祉事務所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第106号 栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第107号 栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 90号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第4号）（所管関係部分）
- 日程第 8 議案第 91号 平成26年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 92号 平成26年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第  
2号）
- 日程第10 認定第 1号 平成25年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管関係  
部分）
- 日程第11 認定第 2号 平成25年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて
- 日程第12 認定第 3号 平成25年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて
- 日程第13 認定第 4号 平成25年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算  
の認定について
- 日程第14 認定第 5号 平成25年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入  
歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第 18号 平成25年度栃木地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定  
について（所管関係部分）
- 日程第16 認定第 26号 平成26年度栃木地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定  
について（所管関係部分）

- 日程第17 認定第 12号 平成25年度岩舟町一般会計歳入歳出決算の認定について（所管関係部分）
- 日程第18 認定第 13号 平成25年度岩舟町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第 14号 平成25年度岩舟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第 15号 平成25年度岩舟町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第 20号 平成26年度岩舟町一般会計歳入歳出決算の認定について（所管関係部分）
- 日程第22 認定第 21号 平成26年度岩舟町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第 22号 平成26年度岩舟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第 23号 平成26年度岩舟町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 請願第 1号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書に関する請願書
- 日程第26 陳情第 6号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（平池紘士君） ただいまの出席委員は9名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

---

◎諸報告

○委員長（平池紘士君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会付託区分表のとおりであります。

---

◎議事日程の報告

○委員長（平池紘士君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第98号 栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

小林こども課長。

○こども課長（小林和彦君） おはようございます。よろしく願いいたします。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第98号 栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明させていただきます。議案書は36ページから45ページ、議案説明書は3ページであります。

初めに、議案説明書からご説明いたします。議案説明書の3ページをお開きください。議案第98号 栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。提案の理由であります。児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて議会の議決を求めるものであります。

制定の概要につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めること、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行することです。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の36ページから45ページをごらんください。まず最初に、栃木市放課後

児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の内容であります。平成24年8月の児童福祉法の一部改正に基づき、厚生労働省の定めた基準に従いまして、栃木市として放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を条例として制定するものであります。条例の制定につきましては、国が定めた基準を踏まえまして、本市の取り組みが上回って運用している場合は、その内容をもって基準といたしました。

現行の放課後児童健全育成事業は、平成19年10月の厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知によります「放課後児童クラブガイドライン」及び栃木県が策定いたしました「放課後児童クラブ運営の手引き」を基準として運営を行っております。条例の制定では、これまでの国のガイドラインや県の運営の手引に加えまして、平成24年8月に成立いたしました児童福祉法の一部改正に伴いまして、厚生労働省により定められました放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を踏まえまして、本市の条例として制定するものであります。この条例は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に学校の余裕教室などを利用して子供たちに生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るものであります。

なお、今回の児童福祉法の改正では、基準を定める条例に加えまして、加入要件である対象年齢がおおむね10歳未満とされていたものを小学6年生まで拡大されております。本市においては平成23年4月から実施済みでありますので、要件を満たしております。条例は、市内全ての放課後児童健全育成事業を行う者が遵守しなければならない基準を定めたもので、本則を全21条で構成しております。

では、40ページをお開きください。第10条、職員の規定ですが、事業に従事する者の資格と配置基準及び支援の単位の適正規模を定めたものでありまして、適正規模を定めた第4項を除いて従うべき基準とされ、国の基準省令と必ず適合しなければならないとされております。ただし、基準省令の基準に上乘せして、より厳しい内容の基準を定めることが十分参酌された場合であれば、地域の実情に応じ、異なる内容を定めることが許容されております。条例の制定に当たっては、本市の実情に国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから、おおむね国の定めた基準を本市の基準といたしました。国が定めた基準を踏まえまして、本市の取り組みが上回って運用している場合は、その内容をもって基準といたしました。

では、37ページをお開きください。まず、第1条の趣旨につきましては、委任を受けて条例を定める場合の趣旨を規定するものであります。

次に、第2条の定義につきましては、条例における用語の定義を定めたものであります。

次に、第3条の最低基準の目的等につきましては、利用している児童が、明るく衛生的な環境で、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員の支援により心身ともに健やかに育成されることを保障する旨の規定をするもので、市は条例で定めた最低基準を向上させる努力義務を負うことを定めたものであります。

次に、第4条の最低基準と放課後児童健全育成事業者につきましては、市長は事業者に対して、最低基準を超えてその設備、運営を向上させるように勧告することができること及び最低基準を常に向上させるように努めることを定めたものであります。

次に、38ページの第5条、放課後児童健全育成事業の一般原則につきましては、事業における支援のあり方やその支援を行う者及び場所の構造、設備に関する一般原則を定めたものであります。

次に、39ページをお開きください。第6条の放課後児童健全育成事業者と非常災害対策につきましては、事業者が行う非常災害対策を定めたものであります。

次に、第7条の放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件につきましては、利用者の支援に従事する職員の一般的要件を定めたものであります。

次に、第8条の放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等につきましては、職員は知識及び技能の向上等に努める義務を有し、事業者はそのための研修の機会を確保する義務があることを定めております。

次に、第9条の設備の基準につきましては、事業所の設備の基準を定めたものであります。

次に、40ページと同条第2項の専用区画の面積は、児童の生活の場としての機能が十分に確保され、事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる、児童1人当たりおおむね1.65平方メートル以上と定めております。

次に、第10条の職員につきましては、従事する職員の資格と配置基準及び支援の単位の適正規模を定めたものであります。

第2項第1号及び第2号、職員の員数であります。国の基準では、放課後児童支援員の数を支援の単位、おおむね40人以下の児童に対して2人以上とされておりますが、本市では従来から、利用者30人未満の場合は2人以上とし、30人以上の場合は3人以上の支援員を配置した基準を定めて取り組んでおりますので、これを市独自の基準として定めて質の向上を図っております。

また、同条第3項では、放課後児童支援員は、保育士、社会福祉士などの資格を有する者で、都道府県知事が行う研修を修了したことを要件としておりますが、恐れ入りますが、45ページをお開きください。附則の第2項の職員に関する経過措置を設けまして、平成32年3月31日までの間に研修修了を予定している者を含めております。

次に、42ページに戻りまして、上から2行目になります。第10条第4項でありまして、児童の集団の規模であります。1の支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人以下と定めましたが、これは児童の情緒面への配慮や安全性の確保、児童が相互に関連性を構築したり、職員と個々の児童との信頼関係を築いたりすることが望ましい規模とされております。

同条第5項では、利用者が20人未満の小規模な事業所の場合は、2人のうち1人は併設施設との兼務を可能としたものであります。

次に、第11条の利用者を平等に取り扱う原則につきましては、利用者によって差別的な取り扱い

をしてはならない旨を定めたものであります。

次に、第12条の虐待等の禁止につきましては、事業者の職員の虐待等の行為を禁止するものであります。

次に、第13条の衛生管理等につきましては、事業者の衛生管理、感染症等の発生や蔓延の防止などの措置を講ずる義務等を定めたものであります。

次に、43ページをお開きください。第14条の運営規程につきましては、事業者が定めなければならない運営規程の事項について定めたものであります。

次に、第15条の放課後児童健全育成事業者が備える帳簿等につきましては、事業者が備える帳簿について定めたものであります。

次に、第16条の秘密保持等につきましては、職員の秘密保持に関する責務及び事業者が秘密保持に関する措置を講じなければならないことを定めたものであります。

次に、44ページをごらんください。第17条の苦情への対応につきましては、事業者の支援に係る苦情等に対する対応について定めたものであります。

次に、第18条の開所時間及び日数につきましては、第1項では、小学校の休業日には1日8時間以上、休業日以外は3時間以上を原則として開所時間を定めております。

第2項の開所日数ですが、国の基準では1年につき250日以上を原則とされておりますが、本市では290日以上を原則として、市独自の基準を定めて質の向上を図りました。これは、既に市内の全ての事業所で土曜学童を開設し、夏休みなど学校が長期休業中も開設しておりますことから、40日を加算したことによるものであります。

次に、45ページをお開きください。第19条の保護者との連絡につきましては、事業者と利用者の保護者との密接な連絡の必要性を定めたものであります。

次に、第20条の関係機関との連携につきましては、事業者と市などの関係機関との連携について定めたものであります。

最後に、第21条の事故発生時の対応につきましては、事業者が事故発生時の対応及び支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償を定めたものであります。

以上のとおりご説明させていただきましたが、本市においては、第10条第2項の職員の配置基準と第18条第2項の開所日数の2点を市独自の基準として定めて質の向上を図ったものであります。その他の基準につきましては、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから、国の定めた基準を本市の基準といたしました。

以上、条例の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

福田委員。

○委員（福田裕司君） おはようございます。

この条例制定につきましては、ご説明のとおり、児童福祉法の一部改正に伴う条例の制定ということで、1条から21条まで大変広範囲にわたって条例が制定されております。中身につきましては、本当に、利用者、市民の方に密接に関係する内容が多々あるのかなというふうに感じております。その中で、条例制定に当たりまして、条例案の検討をするときの市民意見、どのように取り入れて、また意見募集の期間ですとか、わかりましたら教えていただきたいと思っております。

○委員長（平池紘士君） 小林課長。

○こども課長（小林和彦君） お答えいたします。

基本的には、市直営の公設公営が8割を占めておりまして、あと残り2割が公設民営、そして民設民営が2カ所という事業所の運営形態になっておりまして、ほぼ市の今まで実施してございました運営基準に基づいて条例の制定はしたものであります。今後、内容については事業者等に説明等を行ってまいります。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 実際にこの条例、今の説明でわかりましたけれども、市民意見というのは、全く、この条例文をつくるのに取り入れていないということではよろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 小林課長。

○こども課長（小林和彦君） 市民意見については、基本的に今までも国の定めたガイドラインあるいは県の定めた運営の手引という形で実施していたものですから、その中で保護者からの意見等はいただいております。こちらに、条例に定めていない部分で細かい点は、保護者の意見等を受け入れながら、指導員とか保護者への対応、利用者への対応をしております。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） では、市民、保護者の意見は取り入れたということで理解させていただきます。

それで、次に関連質問になるのですが、例えば具体的な意見募集に当たって、どんな意見が何件あって、どんな人から受けたという部分って、わかったら教えていただきたいと思っております。

○委員長（平池紘士君） 小林課長。

○こども課長（小林和彦君） 今回の条例制定については、特段意見の募集という機会は設けておりませんでした。先ほども言ったとおり、国、県の基準に基づいて、そしてまた、なおかつ市独自の上乘せ基準といいますか、水準を向上させる基準を定めておりますので、他の市町村においてはほぼ国の基準どおりでありまして、その中で栃木市だけは水準の向上を図っております。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 次の質問をさせていただきます。

この条例制定に当たりまして、これって国から来たことなので、全国の自治体が一斉に条例をつくって活動に入るのだと思うのです。それで、さっきお話がありましたように、栃木市の独自の特色というところで、サービスの部分で、10条と18条が今回の目玉といたしますか、栃木市独自の特色だよというご説明をいただいたわけですが、全体的に、それ以外は栃木市として、ほかの自治体と比べまして何か特色がありましたら教えていただきたいと思います。

○委員長（平池紘士君） 答弁をお願いします。

小林課長。

○こども課長（小林和彦君） 特色としては、先ほど言ったように、開所日数、それから指導員の配置人数、これが栃木市として、他の市町村からすればかなり素晴らしい特色であると思います。その他については、特段、国の基準と同じ基準で、適正であるということで判断しまして制定しております。

○委員長（平池紘士君） ほかにございませんか。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 42ページなのですが、第10条第5項ですか、ただし書きのただし書きといたしますか、2行目から「ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、」云々というところで「支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。」、法律の文言なので、こういう形になるかと思うのですが、具体的にはこういったものを指すのかご説明いただきたいと思います。

○委員長（平池紘士君） 小林課長。

○こども課長（小林和彦君） 例としては、例えば幼稚園の併設施設であって、小規模な、20人未満の事業所の場合ですと、幼稚園と兼務するというか、そういった形が想定されております。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 増山副委員長。

○副委員長（増山敬之君） 39ページの第6条、放課後児童健全育成事業者と非常災害対策について、この訓練とか、公設公営、民設民営、公設民営とありますが、実際に行われているのかどうか、まず確認させていただきます。

○委員長（平池紘士君） 小林課長。

○こども課長（小林和彦君） お答えいたします。

基本的には、全事業所、年に1回は実施はしております。避難訓練、消火訓練、多いところでは

と年2回とか、そういった事業所があります。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 増山副委員長。

○副委員長（増山敬之君） これは例えば消防署員とか、そういった方々との訓練という形なのではないでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 答弁をお願いします。

小林課長。

○こども課長（小林和彦君） そうです。そういった形で取り組んでいる場合があります。あとは、スクールサポーターなどで、不審者の侵入とか、そういった事例もあります。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） おはようございます。

まず最初に、栃木市には学童関係の条例が、学童保育実施に関する条例と学童保育施設条例というのがある、もう一つ、これは施行規則がありますけれども、この条例を制定するに当たって、ほかの2つの条例との整合性というか、そういうのは検討されたのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 小林課長。

○こども課長（小林和彦君） 市単独の学童保育施設を定めております栃木市学童保育施設条例、それから学童保育の実施に必要な事項を定めました栃木市学童保育の実施に関する条例、条例を運用するために事務手続を定めております栃木市学童保育の実施に関する条例施行規則、実際には4本ありますが、やはり既存の例規整備に伴いまして、基準条例との整合性を図りまして、内容を精査しまして、3月議会に条例の改正を予定しております。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今回の条例にも、また今まであった条例にも、放課後健全育成事業の理念とか目的とか、そういったものは全くなくて、直接、今回の場合ですと、設備、運営に関する基準を定めると。やっぱり、栃木市としての理念とかこの事業の目的、そういったものをきちっと条例の中に入れるべきではないかと思うのですけれども、そこら辺はどうなのでしょう。

○委員長（平池紘士君） 小林課長。

○こども課長（小林和彦君） 放課後児童健全育成事業につきましては、子供たちの生活の場あるいは家庭的な雰囲気の中で子供たちが過ごす時間を持つという事業の基本的な理念なのですが、それについては、今回、あくまでも施設の基準ということですので、そういった基準だけを定めて制定したものであります。よろしくお願いたします。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今後、そういったものを含めて条例化、ほかに2本、3本ありますけれども、そういったものを含めて統一した、統一って、一本化できるかどうかわかりませんが、そういった条例をつくるべきではないかなと思うのですけれども、その点どうでしょう。

○委員長（平池紘土君） 答弁をお願いします。

小林課長。

○こども課長（小林和彦君） そういった形で今後検討してまいります。よろしくお願いします。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 了解しました。

それでは、具体的に、まず最初のほうからやりたいのですけれども、第3条第2項で「市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。」と、第4条第1項では事業者に対しても設備、運営を向上させなければならないというふうになっていまして、常に質の向上の努力をするということになっているのですけれども、実際、具体的にどのようにやっていくのか。そこら辺、システムというのですか、どういうのでしょうか、そういうのは考えているのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 小林課長。

○こども課長（小林和彦君） 基本的に、児童福祉法が今回改正されまして、市町村が指導監督するという形になりますので、放課後児童健全育成事業者に対しては、質の向上を図るために、2年に1回、実地検査、指導という形で進めていきます。

以上です。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） わかりました。

それと、第4条は、事業者というものを、特に市が直営でやっている部分と公設民営、民設民営と、そういった形態があるわけですが、市が事業者になっていけばいいのだろうけれども、民設民営とかに対して指導というのですか、先ほど指導と言っていましたけれども、きちりできるようなことになっているわけですか。

○委員長（平池紘土君） 吉澤社会福祉課主幹。

○社会福祉課主幹（吉澤洋介君） 社会福祉課の検査、指導を担当しております吉澤です。

委員ご質問の件なのですが、放課後児童健全育成事業に限らず、保育所、それから障がい福祉のサービス事業所等の検査、指導を私どもで担当させていただいております。昨年におきましては、放課後児童健全育成事業は、実地指導10カ所、それから書面指導を21カ所ということで、実地か書面を必ず1年置きでやるということで作らせていただいております。

終わります。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） この条例にあるように、常に質の向上ということでお願いしたいなと思いま

す。

第9条、設備の基準のところ、2項で「専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル」となっております。これは国が示した基準どおりということでありまして、これで十分だからこういうふうに出てきたのだらうけれども、もっと年齢の小さい保育所なんかでも1.65というようなことであって、もっと行動的な、活動の大きい小学生にとってこの1.65というのが本当に適正な面積なのかどうか、そこら辺、どう考えていますでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 答弁をお願いいたします。

小林課長。

○こども課長（小林和彦君） 現在、学童保育というか、放課後児童健全育成事業所については42カ所の学童施設がありまして、1.65の面積要件については全てクリアしております。基本的に、児童の安全の確保ができる区画であれば、地域の実情に応じて弾力的な運用となりますので、場合によっては1.65を下回っても、国の解釈ではやむを得ないという解釈があります。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 最低基準を低下させないということが条例にもきちっとありますよね。その点では、そういったことがないようにしていただきたいのですけれども。

また、専用区画ということなのだけれども、学童保育の事業実施の理念というか、先ほど言いましたけれども、生活の場、遊びの場、または静養の場というような、休息というのですか、本当に家庭にいるような空間をつくらないといけないと思うのですけれども、専用区画と別にまたそういう、静養ですか、別の部屋というのですか、そういったものは今現在設けているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 小林課長。

○こども課長（小林和彦君） 専用区画とは別ということだと、静養スペースということになるのですけれども、栃木市内でやはりどうしても体調の悪いお子さんがいる場合には静養スペースで休んでいただくという形になりますので、そういった場所を設けている事業所も当然あります。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そういった点では、やっぱり家にいると、家に帰るといって、そういった、子供たちがその学童保育の場所を、そういう形での学童保育だと思うのです。そういった点で、きちりそういった、家にいるのと同じような状況をつくっていただきたいなど。そういった点では、水準の向上、常に努めていただきたいなと思います。

それと、第10条ですけれども、これはきちり支援員の資格とか、そういうのが決まっております。それで、これを見ますと、かなり、大学を卒業した、専門的な知識を持っている者というようなことで受け取れるのですけれども、今現在放課後児童支援員は、どのような感じになっているで

しょう。

○委員長（平池紘士君） 小林課長。

○こども課長（小林和彦君） 今までのガイドラインが資格を有する者が望ましいという形でありましたので、基本的にこちらの条例にありますものを採用しております。一部に、現在こちらの条例にありますとおり、放課後児童支援員及び補助員という形に2つなっておりますので、一部の者については補助員という形の該当者がおります。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） この条文ですと、支援員と補助員となっておりますね。だけれども、各支援の単位ごとには支援員というのは必ず置かなくてはならないということになっていきますよね。これは今現在クリアしているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 小林課長。

○こども課長（小林和彦君） そのとおりであります。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今回、かなりの、身分保障というのですか、資格も、きちりとした資格を支援員は持たなくてはならないということで、今現在の処遇ですけれども、今はどのようになっていますか。

○委員長（平池紘士君） 小林課長。

○こども課長（小林和彦君） 臨時職員という形での任用であります。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 指導員の資格を持っている方も補助員という方も臨時という、正規の職員というのはいないということですか。

○委員長（平池紘士君） 小林課長。

○こども課長（小林和彦君） そのとおりであります。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今後国の財政措置もあると思うのですけれども、その点、今後、処遇改善、正規の職員を雇用するということは考えているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 小林課長。

○こども課長（小林和彦君） どうしても現在の勤務形態ですと、1日4時間以内ということですので、臨時職員という扱いになってきております。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、今後ともその処遇というか、ことは考えられないということなのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 小林課長。

○こども課長（小林和彦君） 国の制度の改正等があれば、またそれを検討していきたいと思います。  
以上です。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 国のほうも、そういった財政措置、市町村がそういったことを決めればそれなりの予算措置をするというようなことも聞いていますので、その点きっちりと、やっぱり質のいい学童保育をやるには、支援員なり補助員の処遇もきっちりとしたものをつくらないとやっぱりだめだと思うのです。その点で、かなり、国の財政措置もあるようなことも聞いておりますので、きっちりそこら辺はやっていただきたいなど。本当に、臨時的な、年間150万円を、200万円も切るような、そういった処遇でやっぱりきっちりとした学童保育ができるかといえばできないと思いますので、そこら辺はきっちりやって……

○委員長（平池紘士君） 質疑ですか。

○委員（白石幹男君） はい、質疑ではない……

○委員長（平池紘士君） 簡潔にお願いします。

○委員（白石幹男君） あと、18条です。これはかなり国の基準よりもよくなっているということなのですけれども、特に時間、1日の、休業日には1日8時間以上、休業日以外では3時間以上ということになっていますけれども、学童保育の実施に関する条例ですと、どれだっけ……

○委員長（平池紘士君） 白石さん、質問点をまとめてから、よろしいですか、一度。

○委員（白石幹男君） 開設時間が、市の条例ですと下校時から6時まで、延長も7時まで認めると、休み、休業中は朝8時から午後6時までということ、土曜日も8時から6時と、延長も1時間、7時まで見ているということなのですけれども、ただ、これですと、ただ8時間以上、3時間以上ということで、そこら辺の整合性をどうとるのかという、これは市の施設だろうけれども、民設民営でやっているところに対してもこういった延長時間とか、8時間以上というだけでなくて、きっちり決めるべきかなと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○委員長（平池紘士君） 小林課長。

○こども課長（小林和彦君） 原則ということで、1日8時間以上、それから1日3時間以上ということで定めておりますが、実際、こちらの公設公営、公設民営、民設民営、全てこれをクリアしております。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは最低基準だから、こういったことで、こういった事業形態にあっても

今の時間が約束されているということで考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 小林課長。

○こども課長（小林和彦君） そのとおりであります。

○委員長（平池紘士君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） いや、反対というわけではないのです。賛成の討論ですけれども、国の基準よりも開所の日数を増やしたり、今までやってきたものを落とさないような状況になっています。

ただ、先ほど、最初に言いましたように、学童保育の理念とか目的、きっちりとしたやっぱり条例に定めていくべきだと私は考えていますので、その点、検討するといった回答でしたけれども、きっちりそういった点をやっていただきたいと、このことを申し上げて、今回の条例には賛成したいと思います。

以上です。

○委員長（平池紘士君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第98号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第98号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に入ります前に、執行部の皆様をお願い申し上げたいのですけれども、挙手のほうははっきりと手を挙げていただきたいと思います。かなり職員の数も多いものですから、私のほうが指名するまで、願わくば手を挙げていただければありがたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

それと、委員の皆さんにもお願い申し上げます。質疑においては、明確な、そして簡潔に、わかりやすい質問を心がけていただくようお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第2、議案第99号 栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第99号 栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は46ページから77ページ、議案説明書は4ページであります。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の4ページをお開き願います。提案理由であります。児童福祉法の一部改正に伴いまして、従来認可外となっておりました家庭的保育事業等について、市において認可をするため条例で定めることとされました家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて議会の議決を求めるものであります。参照条文につきましては、省略させていただきます。

次に、議案書を説明いたしますので、議案書の47ページをお開き願います。まず、本条例で定めます基準につきましては、児童福祉法の規定に基づきまして厚生労働省令で定める基準を踏まえて策定するということとされております。本市の実情に国の基準と異なる内容を定める特別な事情等がないことから、基本的には厚生労働省令で定められました家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を市の基準としておりますが、ただし、1点、子供の安全を確保する等の観点から、1項目について市としての上乗せ基準をしております。これについては、後ほど説明させていただきます。

では、まず第1条の趣旨でございますが、平成24年に制定されました子ども・子育て3法による改正がありました児童福祉法第34条第1項の規定に基づきまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

第2条は、用語の定義となります。このうち、48ページになりますが、第3号、幼児の定義につきましては、原則3歳未満児ということにしております。

次に、第3条につきましては、この基準の目的等について、利用する乳幼児は心身ともに健やかに育成されることを保障するものとしております。

続きまして、49ページをお開きください。第4条は、この基準と家庭的保育事業者等について、事業者は、常にこの最低基準を超えて設備、運営を向上させること等について定めております。

第5条につきましては、事業者等の運営の一般原則といたしまして、乳幼児の人権、人格を尊重すること、自己評価及び外部評価を受けて改善に努めること、事業の目的達成のために必要な設備を設けること等、6項目について定めております。

次に、50ページをお開きください。第6条は、保育所等との連携について、この基準で定める事業が小規模であること、また対象が原則満3歳未満までであることから、居宅訪問型保育事業者を

除きまして、第1号から51ページにあります第3号に定めております、通常の保育支援や代替保育、また保育提供終了後の教育、保育の提供について連携する施設として、保育所、幼稚園または認定こども園を確保しなければならないというものであります。

第7条につきましては非常災害について、第8条については保育に従事する職員の一般的要件について、第9条については職員の知識及び技能の向上に努めること等について規定をしたものでございます。

52ページをごらんください。第10条は、他の社会福祉施設等をあわせて設置する場合の基準でありまして、設備や職員の一部の兼用を認めるとしておりますが、ただし、保育室や特有の設備、保育に直接従事する職員等については兼用を認めないとするものであります。

次に、第11条については乳幼児を平等に取り扱うこと、第12条につきましては虐待を禁止すること、第13条については懲戒に関する権限の濫用を禁止するというものでございます。

次に、第14条につきましては、衛生管理や感染症の発生防止等について、次の53ページにかけまして、5項目について定めたものでございます。

次に、第15条につきましては、食事の提供についてであります。第1項では、食事は自園内での調理とすること、また第2項から第5項にかけましては、献立の内容、調理方法、食育等について規定を定めたものでございます。

54ページをごらんください。第16条では、食事の提供の特例といたしまして、事業所外での調理の搬入を認める場合の条件等について、第1号の提供の責任は家庭的保育事業者にあることと、また第2号では栄養士による必要な配慮が行われることなど、また第4号の子供の年齢等に応じた食事やアレルギー等への配慮が行われることなど、第5号まで5項目について規定をしたものでございます。ただし、この場合であっても、事業所内では必要な加熱、保存のための調理機能のある設備を備えることとしております。

次に、55ページをお開きください。第2項では、搬入が認められる施設といたしまして、連携施設、同一または関連法人が運営する小規模保育事業所等、また山間、僻地等で市が特別に認める場合には学校または共同調理場ということとしております。

次に、第17条は健康診断について、第1項で利用児については年2回以上の健康診断を行うこと、また56ページになりますが、第4項では、職員、特に調理者については綿密な注意を払うこと等について定めたものでございます。

次に、第18条ですが、園の規定で定めるべき事業の運営についての重要事項といたしまして、事業の目的及び運営方針、提供する保育の内容など、第1号から第11号まで11項目について定めております。

また、第19条については備える帳簿について、次に57ページになりますが、第20条では秘密の保持について、職員や職員であった者等に対する秘密の保持について、また第21条では苦情への対応

等について定めてございます。

続いて、第2章でございますが、第2章は家庭的保育事業の基準について定めたものであります。家庭的保育事業につきましては、保育定員が5名以下の施設ということになります。まず、第22条では、設備の基準でありまして、保育場所の要件として、専用の部屋を設けることとか必要な部屋の面積、設備、庭の面積等について、また58ページの第7号まで7項目について定めてございます。

第23条については、職員についてでありまして、第1項では、事業所の場所に家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならないとしておりまして、例外といたしまして、調理業務を委託する場合や搬入施設から搬入する場合には調理員を置かないことができるということでございます。

また、第2項といたしまして、家庭的保育者の要件といたしましては、市長が行う研修を修了した保育士または保育士と同等の知識等を有すると市長が認める者としております。

第3項では、家庭的保育者1人が保育できる子供の人数は3人以下としまして、市町村の研修を修了した家庭的保育補助者とともに保育する場合には、59ページになりますが、5人以下とすることとしております。ただし、保育者1人のみで3人の乳幼児を保育できるという点につきましては、子供の安全の確保という観点から、市独自の基準といたしまして、この場合において保育者及び補助者が2人を下回ることはできないという基準を追加しておりまして、常に複数人での対応ということを求めています。また、この複数人の配置ということにつきましては、現在認可外の保育施設においても監査等で指導しているところでございます。

次に、24条につきましては、保育時間は1日8時間を原則とするということ、25条につきましては、保育の内容については、厚生労働大臣が定める指針、いわゆる保育指針ですが、に準じて保育を提供すること、第26条については、保護者との連絡を密にすることというようなことについて定めております。

続きまして、第3章では小規模保育事業の基準を定めております。小規模保育事業については、定員が6人から19人までの施設ということになりますが、第27条でこれをA型、B型、C型の3つの区分に分けております。

第2節については、このうちA型について定めておりまして、第28条では、設備の基準といたしまして、60ページになりますが、第1号から第3号までは2歳未満児の保育に必要な部屋やその面積、必要な設備について、4号から6号までについては満2歳児以上の保育に必要な部屋等について定めてございます。また、第7号につきましては、保育室を2階以上に設置する場合に必要な設備等について、63ページのクまで、ちょっと長くなりますが、定めております。

続きまして、63ページをお開きください。第29条につきましては、職員に関する規定でありまして、第1項では、保育士、嘱託医、調理員を置くこととしておりまして、保育する者につきましては保育士のみということにしております。また、調理員については、先ほど同様、例外の規定を設

けてございます。

また、第2項につきましては、保育者の人数については、それぞれ各号に定める子供の年齢に応じた必要人数プラス1人ということとしております。

また、第3項につきましては、保健師または看護師については1人に限り保育士とみなすことができるということとしております。

次に、64ページになりますが、第30条につきましては、保育時間、内容等についての準用規定ということで、内容については家庭的保育事業と同様となっております。

続いて、第3節につきましては、小規模保育事業B型についての規定であります。第31条については、職員の規定でございますが、基本的にはA型と同様でございますけれども、第1項で保育者を保育士及び市長が行う研修を修了した保育従事者ということとしておりまして、第2項においてその半数以上を保育士とするということとしております。

次に、65ページをお開きください。第32条につきましては、準用規定ということで、保育時間、内容については家庭的保育事業と、設備の基準についてはA型と同様の規定となっております。

続いて、第4節につきましては、小規模保育事業のC型の規定でありまして、66ページになりますが、第33条につきましては設備の基準であります。これについては、第5号の面積が若干異なるのみで、その他はA型とほぼ同様の規定となっております。

次に、34条につきましては、職員に関する規定でございますが、第1項では、家庭的保育者、嘱託医、調理員を置くこととしておりまして、調理員については同様、例外の規定がございます。

第2項につきましては、家庭的保育者1人が保育できる人数については3人ということで、家庭的保育事業と同様ということになってございます。

続いて、67ページをお開きください。35条につきましては、利用定員につきまして、C型についてのみ6人以上10人以下の定員ということとしております。

第36条につきましては、準用規定でございますが、家庭的保育事業と同様の規定となっております。

続きまして、次の第4章につきましては、居宅訪問型保育事業についての基準になります。居宅訪問型保育事業につきましては、集団保育ができない場合等、特別な場合に保育者が訪問をして乳幼児の保育を行うというものでございますが、第37条につきましては、保育の対象ということで、第1号で障がい、疾病等により集団保育が著しく困難な乳幼児に対する保育から第5号まで5つの事項について対象としてございます。

次に、68ページをごらんください。第38条については、事業所に必要な設備、備品について定めたものでございます。

第39条につきましては、職員につきまして、家庭的保育者1人が保育できる人数は1人とするものでございます。

第40条につきましては、連携施設についてでございますが、障がい、疾病等の乳幼児を保育する場合には、適切な専門的支援を受けられる障がい児入所施設等の連携施設を確保しなければならぬというものであります。

第41条については、準用規定となっております。

次に、69ページをお開きください。次に、第5章につきましては、事業所内保育事業についての基準になります。事業所内保育事業につきましては、企業が事業所の従業員用の保育施設において地域の子供も一緒に保育をするということでございますが、第42条につきましては、利用定員の設定について、地域の子供の定員枠については、表の左の欄の施設の利用定員数に応じて、右欄の人数以上とするものでございます。

第43条から74ページの第46条までについては、利用定員が20人以上の施設についての規定になりますが、43条については設備の基準でございまして、70ページになりますが、第1号から73ページの第8号クまで、必要な部屋の面積とか遊戯室の面積、その他の基準について定めたものでございます。内容については、認可保育所と同等の基準となっております。

次に、73ページをお開きください。第44条につきましては、職員についてですが、必要な職員及びその人数について定めてございますが、内容的には小規模保育のA型同様となっております、保育者は保育士のみということになってございます。

次に、74ページの第45条でございますが、連携施設の特例ということで、この事業の利用定員が20人以上ということで、保育所と同等の規模ということもございまして、集団保育等に関する連携、協力については求めないというものでございます。

第46条については、準用規定ということになってございます。

次に、第47条及び75ページの第48条については、定員が19人以下の事業所内保育事業についての基準でございまして、第47条については職員の規定ということで、内容的には小規模保育事業のB型と同様の規定となっております、保育者は半数以上を保育士とするものでございます。

75ページをごらんください。第48条については、準用規定ということでございます。

次に、76ページをごらんください。附則といたしまして、第1条、施行期日については、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行としております。

第2条から第5条につきましては経過措置ということございまして、第2条については、食事の提供について、既存の施設から移行する場合については、調理員の配置、調理室、調理設備の設置については設置をしないことができる。次に、77ページですが、第3条については、市が特に認める場合には連携施設の確保をしないことができるということ、第4条については、小規模保育B型及び小規模事業所内保育事業については、家庭的保育者及び家庭的保育補助者を保育従事者とみ

なすことができること、第5条については、小規模保育事業のC型にあつては、利用定員を6人以上15人以下とすることができるということについて、いずれの経過措置についても施行日から5年間の経過措置ということとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

天谷委員。

○委員（天谷浩明君） おはようございます。

まず、今、国の法律、法令のほうをそのまま引用ということでお話を聞きましたが、現状の保育施設等関係の、今この法律が、例えばこれは、では変わりますよとなったときに影響というのはどんなものか、わかれば教えてください。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 今まででは認可外ということで敬遠されたところを、この基準を定めることによって認可の施設ということにしようということでございますので、認可することによってきちんとした保育等ができるような形になってくるのではないかなというふうに考えてございます。

○委員長（平池紘士君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） そうすると、面積等、1人何平米とかいろいろあります、設備の関係がありますけれども、これらについて、多分、認可外保育関係ですと費用の面とかいろいろあると思うのです。そこら辺の助成といいますか、そこら辺については何かお考えはあるでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 確かに認可ということで、基準に合ったような施設ということで費用がかかってきているところがあると思いますが、現時点では市には、特に補助等のものについては、現時点では特に考えてはございません。

○委員長（平池紘士君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） そのことによって、そういう保育事業が逆に言えば使いづらくなったとかいう影響が出るのではないかなというふうに私は懸念をしております。

そういう中で、栃木市らしさの保育というのはやっぱり大事かなというふうに思う。というのは、今、国の法令を引用しましたということなので、栃木市はやっぱり栃木市の状況、状態があると思うのです。そういうものをやっぱり加味して、栃木市らしさのいい保育をしていただきたいという要望にかえさせてもらいますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はございませぬか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 天谷委員が今現在のちょっと状況を聞いたので、関連でありますけれども、

この条例が適用されるような施設というのは今現在栃木市にはどのくらいあるのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 現在、栃木市内においていわゆる認可外施設というのは15施設ございます。この中に幼稚園で認可外の保育所的なものをやっているところとかもありますので、今回の小規模ということで行きますと、今後変わっていくのかなと考えているのは10施設程度であります。ただ、全部が認可へ移行するかということはまだ、別でございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 認可になれば財政的な措置もあると思うので、そこら辺はきっちり施設側と協議を進めていただきたいなと思います。

まず最初に、これは今関連で質問したのですけれども、厚生労働省の省令が最初に出て、その後、省令の誤りがあって訂正になったのです。これは、この条例にはその訂正した文言でなっているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 今回の条例につきましては、訂正後の内容となっております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、中身に入りたいと思いますけれども、第3条、先ほども学童保育で聞きましたけれども、3条、4条で同じような規定が、質の向上、最低基準の向上をさせると、こういったことで、保育所に対してもこういったシステムで、常に向上を図っていくということによろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 先ほどと同様、市のほうに権限がございますので、そのように指導等をしていきたいと考えております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 第15条の食事のことですけれども、原則自園調理と、しかし、特例で自園調理でなくても搬入とか委託とかできますよということで、結局、逃げ道ということもないのですけれども、これで本当に十分、食の安全とかを守れるのかどうか、この辺を聞きたいのですけれども。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 搬入が例外的に認められていることでございますけれども、ここには16条のほうで搬入する場合の条件というのが結構書いてございまして、特に栄養士の指導をきちんと受けるとか、そういうことによってアレルギーにもちゃんと対応するとかというようなことを基準としておりますので、この辺をきちんと守っていただくといいますか、基準どおりにしていただくということで安全性のほうは確保していけるというふうに考えてございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

- 委員（白石幹男君） 栃木市においては、保育園でああいう痛ましい事故が起きたということで、特にやっぱり責任を持った食事の供給体制というのが私は必要だと感じておりますけれども、特例を認めてしまうと、そういったほうが安くなってしまおうというか、そういうことになれば、安くなるのですか、民間保育所なんかはそうなる傾向もあると思うのだけれども、そこら辺、どういうふうに規制していくのでしょうか。
- 委員長（平池紘士君） 中野課長。
- 保育課長（中野達博君） 委員おっしゃったように、食の安全というのは大切だと思いますので、きちんと指導をしていくことが大事だと思っております。その辺については、きちんと基準ののった形でできるように指導、監督等を進めていければと考えております。
- 委員長（平池紘士君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） では、57ページ、第2章、家庭的保育事業、これは本当に小さな保育所と、保育所ということになりますけれども、職員が保育士でもなくてもいいということで、本当に子供の命とか、そういった点で不安があるのですけれども、本当に、家庭的保育者というのですか、それで十分対応できると考えているのでしょうか。
- 委員長（平池紘士君） 中野課長。
- 保育課長（中野達博君） 家庭的保育事業につきましては、保育士または同等の知識を有するということになってございまして、研修その他も実施するということでもございますので、その辺できちんとした研修を行うこと、また先ほど同様、この辺の基準をきちんと守って、ちゃんとした保育ができていくかどうかというようなところについても注意しながら見ていきたいというふうに考えてございます。
- 委員長（平池紘士君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） 今現在の保育所は、全部が保育士ということですよ。それから考えますと、預ける親御さんもやっぱり不安を持つのではないかと考えますけれども、そこら辺の、やっぱり利用者のほうからするとどうなのかなということがあるのですけれども、やっぱり、十分訓練を受けたとしても、保育士の資格がないとあるとでは大分違うのではないかなと思うのですけれども、その点、利用者の立場から考えてどう考えていますでしょうか。
- 委員長（平池紘士君） 中野課長。
- 保育課長（中野達博君） 保育士以外の方の保育ということで、委員のおっしゃるようなこともあるかと思いますが、その辺については、きちんとした、市のほうで対応するということで、保護者の皆さんにもご理解をいただきたいというふうに考えてございます。
- 委員長（平池紘士君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） では、59ページの小規模保育事業、先ほど説明がありましたけれども、もう一度整理していただいて、A型、B型、C型、どういったことが違うのか、ちょっともう一度説明

願いたいと思います。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） まず、小規模のA型、B型、C型ですが、基本的に、まずA型については、想定としては保育所の分園的なもので、保育士について、全部保育士が保育をするということになってございます。

それから、ちょっとC型を先に行きますが、C型については、いわゆる家庭的保育者が何人か集まってグループで保育するような想定でございまして、保育者については家庭的保育者またはその補助者ですか、で行うということになってございます。

B型については、その中間的な存在ということで、先ほど、半分以上を保育士が見るという形になってございまして、B型からA型のほうになるべく移行していただくというようなことでの設定となっております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） A型のことで、28条の（4）「屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。」と、屋外遊戯場がくっついていなくてもいいという規定ですけれども、これで本当に屋外での遊びというのが安全とか、あるいは守れるのかどうか心配なのですけれども、どうなのでしょう。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 屋外遊戯場の想定として、公園とかそういったところを想定しているということですが、どの程度まで離れていたらいいのかといった、そういう決まりは特にございませんが、移動その他遊びの場合についての安全は十分に確保して保育をしていただくということを考えてございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 通常、保育所には園舎と園庭があって、そこで連続的な保育ができるということですね。今現在、そういった屋外遊戯場が隣接していないというような保育所というのはあるのですか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 保育所では通常隣接してあると思いますが。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今認可外のことで聞いているのですけれども、そういった、10園、10施設ぐらいあると言いましたけれども、どうなのでしょう。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 済みません、認可外の施設については先ほどの15施設ということでお話ししたのですが、近隣では遊ぶ場所というか、遊戯場があるのは1カ所のみということになってございます。あとは特に庭とかは持っていないということになってございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それでは、次にB型ですけれども、これはA型と基準的には変わらない、ただ、保育士が半分でいいということで、ここも質の向上という点でどうかな、いかが思うのかなと思いますけれども、この点についてどのように考えていますか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 先ほどの家庭的保育と同様、保育士以外の者でということになってきますけれども、これもちょっと、市のほうでの監査、その他においてもきちんと監査していきたいと思えますし、そういった保育の質といいますか、そういうのもちゃんと守られるように仕事をしていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） C型ですけれども、C型は家庭的保育プラス、ちょっと大き目の家庭的保育ということになりますけれども、ここは完全に保育士を置かなくてもいいということで、これこそ非常に大きな問題ではないかなと思うのですけれども、そこら辺、この条例制定に当たってどのような庁内で議論があったのかお伺いしたいのですけれども。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） C型につきましては、家庭的保育事業の延長というか、先ほども申し上げたグループでというようなところの想定でございますけれども、C型等につきましては、現在の認可外施設からの移行といったところも踏まえると、余り厳しい基準をいきなりということではなくて、まず移行していただくということもございまして、こういった基準をそのまま採用させていただいたということでございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 基準を上げるとか、そういった議論はなかったのですか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 特に基準を上げるとかということではなかったのですけれども、ただ、今まで認可外ということで、基準がないということはないのですけれども、認可外の基準ってあったのですけれども、今回のきちとした形で基準を定めたということで、こういった基準を持っていただきながら運営をしていただくということで、そのままという形にさせていただきました。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） この条例につきましては、私、反対の立場で討論させていただきます。

特に問題なのは、小規模保育事業で、保育士以外の人も保育事業ができるということで、従来の保育所は保育士、全部持っていますよね。そういった点で、同じ保育に欠けている子供が提供される保育が本当に質が落ちるのではないかという懸念があります。また、小さな保育所では大きな事故とか、かなり確率が高いのです。そういった点では、逆に保育士、きちっとした資格を持った保育士に保育をしてもらおうと、これが今求められているのではないかという点で、この条例には。本当に、市の独自の施策も入っていませんし、ただ厚生労働省からおりてきたのをそのまま焼き写したということだと、1点だけ入っていると思いますけれども、ほとんどがその焼き写しということでありまして、そういう点で、特に保育士の基準の緩和というか、それは大問題だと思いますので、この条例には反対したいと思います。

○委員長（平池紘士君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第99号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

{	賛 成	増山敬之 茂呂健市 小久保かおる 氏家 晃 天谷浩明
		永田武志 福田裕司
	反 対	白石幹男

○委員長（平池紘士君） 起立多数であります。

したがいまして、議案第99号は原案を可決すべきものとするに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時19分）

---

○委員長（平池紘士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時35分）

---

◎議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第3、議案第100号 栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） ただいまご上程いただきました議案第100号 栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書は78ページから114ページ、議案説明書は5ページであります。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の5ページをお開き願います。提案理由であります、子ども・子育て支援法の制定に伴いまして、施設型給付または地域型保育給付を受ける施設として市が確認を行うため条例で定めることとされました特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定することについて議会の議決を求めるものであります。参照条文につきましては、省略させていただきます。

次に、議案書を説明いたしますので、議案書の79ページをお開き願います。まず、本条例で定める基準の内容につきましては、子ども・子育て支援法の規定によりまして内閣府令で定める基準を踏まえて策定することとされておりますが、本市の実情に国の基準と異なる内容を定める特別な事情等がないことから、基本的には内閣府令で定められました特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を市の基準として用いております。

では、まず第1条の趣旨でございますが、平成24年に制定されました子ども・子育て支援法の規定に基づきまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるというものであります。

第2条は、用語の定義であります。このうち、80ページの第15号、条例の表題になっております特定教育・保育施設につきましては、市が施設型給付を受ける施設として確認をいたします幼稚園、保育園、認定こども園を指します。

また、81ページの第18号、特定地域型保育事業につきましては、同様に、地域型保育給付を受ける確認を受けるための事業者が行う小規模保育、先ほどの条例にありました小規模保育事業、家庭的保育事業などの地域型保育事業についてをいいます。

続きまして、82ページをお開きください。第3条の一般原則につきましては、この基準の適用を受ける施設、事業者に関する一般的な原則を定めるものでありまして、第1項では、適切な教育、保育の提供等により子供が健やかに成長するために適切な環境が確保されること、第2項では子供の人格の尊重等、第3項では地域、家庭との連携等について、第4項については、子供の人権の尊重、虐待の防止等のための体制整備等について定めております。

続いて、第2章につきましては特定教育・保育施設の運営に関する基準を定めるものでございまして、第1節の第4条につきましては、利用定員に関する基準で、認定こども園及び保育所の利用定員については20人以上とするとしております。

83ページをお開きください。第2項では、利用定員は子供の認定区分ごとに定めることとしておりまして、認定こども園では第1号から第3号の認定の区分、幼稚園では第1号の認定を、保育所については2号及び3号の子供の定員について定め、さらに3号の子供については満1歳未満と以上とに分けて定員を定めることとしております。

次に、第2節は運営に関する基準でありまして、まず第5条につきましては、利用申込者に対し運営規程等の重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、申込者の同意を得なければならないとしております。

第2項から86ページの第6項までにつきましては、利用の申込者から申し出があった場合には、文書の交付にかえてインターネットやCDとかの電磁的な方法でそういった情報を提供できるということで、その方法等について規定を定めております。

では、86ページをお開きください。第6条につきましては、正当な理由のない提供拒否の禁止ということで、支給認定を受けた保護者から利用の申し込みがあった場合には、正当な理由なく拒んではならないとしております。

第2項につきましては、認定こども園及び幼稚園において1号認定を受けた子供の総数が利用定員を超える場合には、抽せん、先着順、設置者の理念等、公正な方法で選考をすること、第3項につきましては、認定こども園及び保育所で2号または3号の認定を受けた子供の各区分の総数が利用定員を超えた場合には、保育を受ける必要性が高いと認められる子供を優先に選考することとしておりまして、86ページになりますが、第4項ではこれらの選考方法をあらかじめ明示することとしております。

第7条につきましては、市町村から法の規定に基づきまして調整、あつせん、要請等があった場合にはできるだけ協力しなければならないとしております。

第8条については支給資格等の確認をすることについて、87ページをお開きください。第9条については支給認定の申請に係る援助について、第10条については心身の状況等の把握についてを規定しております。

また、第11条、小学校等との連携につきましては、子供が卒園または退園するに当たっては、小学校とか他の施設に円滑に接続できるように密接な連携に努めることとしております。

第12条では、必要な事項については記録をすることと規定をしております。

次に、88ページをごらんください。第13条、利用者負担額等の受領につきましては、保護者から市で定める利用者負担額の支払いを受けること、また第3項におきましては、このほかに教育、保育の質の向上を図る上で必要な費用について支払いを受けられるということ、それから89ページをお開きください。第4項につきましては、日用品、文具等、また必要なもの、それから行事への参加、食事費等、実費の支払いについて受けられるということになっております。

また、第6項では、この場合においては、支払いを求める理由を書面により説明をして、3号で定めます質の向上のための費用等については文書による同意を得ることとしております。

次に、90ページをごらんください。第14条については、施設型給付費等の額に係る通知をすることについて、それから第15条については、教育または保育の提供に当たっての指針については、それぞれの幼保連携等の施設の区分ごとにそれぞれ適用する指針についてを規定しております。

次に、91ページをお開きください。第16条については、特定教育・保育に関する評価、改善について、まずみずからを評価すること、また外部評価を受けて改善を図ること等について定めたものでございます。

第17条については相談及び援助について、第18条については緊急時の対応について、また第19条については保護者等に関する市町村への通知についてを定めたものでございます。

92ページをごらんください。第20条につきましては運営規程で、施設が運営規程で定めなければならない重要事項について、また第1号の施設の目的及び運営の方針から93ページの第11号まで11の項目について定めてございます。

93ページになりますが、第21条については職員の適切な勤務体制の確保等について、第22条については利用定員の遵守について、第23条については重要事項の掲示についてを定めたものでございます。

94ページをごらんください。第24条については子供を平等に扱う原則について、25条については虐待等の禁止について、26条については懲戒に係る権限の濫用禁止についてを定めたものでございます。

第27条については、秘密の保持について、職員または職員であった者に対する秘密の保持等を求めたものでございます。

また、第3項では、小学校等他の機関に子供に関する情報提供をするときには、文書による保護者の同意を得ることとしております。

次に、95ページになりますが、第28条については情報の提供について、また第29条については利益供与等の禁止についてを規定したものでございます。

次に、96ページをごらんください。第30条については、苦情の解決について、苦情受け付け窓口を設置するとか苦情内容を記録すること等、また市町村の法に基づく報告、検査等に応ずること等について定めたものでございます。

第31条については、地域との連携をすること等について定めております。

97ページをお開きください。第32条については、事故発生の防止及び発生時の対応といたしまして、事故の発生、再発防止のための指針の整備や従業員に対する研修を行うこと、また事故発生の場合の市とか家庭等への連絡、状況の記録等について定めたものでございます。

また、33条につきましては会計を区分することについて、また34条については記録の整備について規定したものでございまして、98ページになりますが、第2項については、教育、保育の提供の計画、その他1号から第5号までに関する記録につきましては5年間保存することとしております。

次の第3節につきましては、特例施設型給付費に関する基準でありまして、第35条については特別利用保育の基準で、保育所が本来保育の対象とならない1号認定の子供を特別に保育する場合について、99ページになりますが、第36条については特別利用教育ということで、35条と逆に、幼稚

園が本来保育の対象にならない2号認定の子供を特別に教育する場合について、それぞれ遵守しなければならない基準等についてを定めてございます。

次に、100ページをごらんください。続きまして、第3章につきましては、特定地域型保育事業の運営に関する基準ということでございまして、第1節については利用定員に関しまして、第37条で、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型及びB型にあつては6人以上19人以下、C型にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人ということで規定をしております。

第2項については、事業所ごとに利用定員を満1歳未満と以上に分けて定めることとしております。

次に、101ページをお開きください。第2節の第38条から109ページの第50条までは運営に関する基準でございまして、基本的な内容は、第2章第2節に定めております特定教育・保育施設に関する運営基準の保育所に関する部分と同様の規定となっております。異なる部分といたしましては、第38条の第1項で、そこに連携施設について確保することの説明が加わっていること、それから103ページをお開きください。第42条で、特定教育・保育施設等との連携ということで、特定地域型保育事業が小規模であること、また対象が原則3歳未満ということであることから、居宅訪問型を除く事業者については、通常の保育の支援、代替保育、卒園後の受け入れといったところの連携する認定こども園、幼稚園、保育所を連携施設として適切に確保すること、それから第2項については、居宅訪問型保育事業者については、障がい、疾病等の乳幼児を保育する場合には、専門的な支援を受けられるような連携する障がい児入所施設その他を確保することとしております。

また、第4項では、保育の提供が終了する場合には、連携施設その他の施設に円滑に接続できるように密接な連携に努めることとしております。

その他の条項については、先ほどの特定教育・保育施設等の条項と同様の規定となっております。

続いて、110ページをお開きください。第3節につきましては、特例地域型保育給付費に関する基準でありますけれども、これも第2章第3節の特例施設型給付費に関する基準同様、第51条については、本来保育の対象外となっております1号認定の子供を特別に地域型保育で保育を提供する場合、第52条についても、やはり同じく対象外の2号認定の子供について特別に地域型保育を提供する場合について、それぞれ遵守すべき基準等について定めたものでございます。

次に、111ページをお開きください。附則といたしまして、第1条の施行期日については、この条例は子ども・子育て支援法の施行の日から施行するとしております。

第2条につきましては、特定保育所、いわゆる私立の保育所ですが、についての特例でございまして、当分の間は施設型給付費についてを委託料として市町村から支払うということ、また教育、保育の質の向上を図る上で必要な対価を受ける際には市町村の同意を得ること、また市町村から保

育の委託についてあった場合には、正当な理由なく拒んではならないということが規定されています。

次に、112ページから113ページにかけて、第3条につきましては、1号認定の子供に対します利用者負担額等に関する経過措置を定めたものでございます。

114ページをごらんください。第4条につきましては、小規模保育事業C型の経過措置といたしまして、5年間は利用定員を6人以上15人以下とするというものでございます。

第5条につきましては、連携施設に関する経過措置で、市が特別に認める場合においては、5年間は連携施設を確保しないことができるというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 93ページの利用定員の遵守ということで、第22条に定員を超えて行ってはならないと、その後にはただし書きでこういうふうには、超えてもいいよというふうになっているのですが、最後のその他やむを得ない事情がある場合、この限りではないと、このやむを得ない事情というのはどういったことを想定しているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） このただし書きの後について、特例ということでございまして、例えばほかの園が定員を減らしてしまったとか閉園してしまったとかということで、通っていた子が行くところがなくなってしまったとか、そういった場合に、特定保育施設とか小規模施設でその分を面倒を見るとかというようなことになってございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 現在、保育所では定員を超えて、定員オーバーですよ。120%でしたっけ、でやっていますけれども、行ってはならないということであると、来年度からはこれが定員オーバーできないということなののでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 一応、ここではならないということでは記載されておりますが、国のほうの考えとしては、今120%までですか、受入れは認めるということになっておりますので、その辺は変わらないというふうに聞いてございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 変わらないということですけども、本来なら定員でやるのが当たり前ですけども、そういった定員オーバーの状況をどういうふうには打開していくのか、そこら辺、どう考えていますか。

- 委員長（平池紘士君） 中野課長。
- 保育課長（中野達博君） 委員おっしゃるとおり、基本的には定員で抑えるというのが本来の形だと思いますので、極力定員に抑えられるような形で対応していければというふうに考えております。また、小規模施設等についても活用しながら対応できればというふうに考えております。
- 委員長（平池紘士君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） ちょっと戻りますけれども、88ページ、利用者負担額等の受領で「支払を受けるものとする。」と。これは、上乗せで徴収できると、あとは実費で徴収できる、そういうものを決めているということで理解してよろしいのでしょうか。
- 委員長（平池紘士君） 中野課長。
- 保育課長（中野達博君） これは、基本的に、まず1条では市の定める利用者負担額を徴収してくださいということになっております。そのほか、教育、保育の質を上げるのに必要なものがあれば上乗せということで徴収ができる、また実費負担ということで、別にかかる費用について上乗せ徴収ができるという規定になってございます。
- 委員長（平池紘士君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） これを決めたのは第3項ですね。13条の3項で、保育の質の向上を図る上で必要と認められる対価についてということになっていますが、これはどういうことが想定されるのでしょうか。
- 委員長（平池紘士君） 中野課長。
- 保育課長（中野達博君） 想定としましては、例えば保育士を何人にするという基準がございしますが、それ以上の率で保育士を採用した、採用というか、対応しているとか、あとは施設の、例えばですけれども、英語教育をするのに英語の講師を雇ったとか、そういった面で質の向上を図るということでかかった費用については上乗せができるというようなことを想定しております。
- 委員長（平池紘士君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） そうしますと、保育士を増やしたと、加配したとか英語教育をさせるために雇ったとか、そういった点では人件費を上乗せでもらうということになってしまうのではないかと思うのですけれども、その点どうなのでしょう。
- 委員長（平池紘士君） 中野課長。
- 保育課長（中野達博君） 済みません、今、例として人件費しかちょっと挙げていなかったところがあったのですけれども、あとは施設の整備とかでいう、保護者が負担すべき部分とか、そういうところがあれば、そういった面も含めて上乗せが徴収できるということになってございます。
- 委員長（平池紘士君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） 今現在、保育料というのは所得に応じて決まっていますけれども、低所得の人はそれなりの保育料で保育できるというふうになってはいますけれども、これですと、そういった

所得とか、それに関係なく、こういった質の向上を図る上でやっている、保育園については一律にそういった上乗せとか実費とか、そういうのも徴収できてしまうのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 保育園ではということよろしいでしょうか。保育園については、基本的に保育料で今までずっとやってきていますので、保育料ということになりますが、私立の保育園については、附則のところで、例外的に上乗せ徴収する場合には市町村の許可を得てということになってございますので、自分だけの判断でということではなくて、どうしても必要だということであれば市の許可を得てということになります。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今現在そういったことをやっているところはあるのですか、私立で。

○委員長（平池紘土君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 特に今のところはそういった上乗せ徴収するということは聞いてございません。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今後こういうことが規定されますと、そういった保育の差別化というのですか、そういうことも起こってくると思うのです。よりいいものをやろうとすれば、では実費徴収ですよと、上乗せ徴収ですよというふうになってしまうということで、そこの辺については、経済的なもので差別されるような制度であってはならないと思いますので、これはきっちり目を光らせるというのですか、認可しない、やらせないとか、そういった対応をとっていただきたいなと思います。要望ね。

○委員長（平池紘土君） ほかに質疑は。

永田委員。

○委員（永田武志君） 85、86にわたってなのですが、第6条の3項、定員に関する問題なのですが、利用定員の総数、これをオーバーした場合、保育の必要な程度、そして家族等の状況を勘案して、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子供が優先的に利用できるように選考する、これは選考マニュアルなども用意されているのかお伺いします。

○委員長（平池紘土君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 選考につきましては、ある程度点数化といたしますか、こういう場合は何点というところで点数化した中で、順位という言い方がいいかわかりませんが、必要性が高い順に決めていきたいというふうを考えてございまして、細かい内容については今後詰めていきたいというふうを考えてございます。

○委員長（平池紘土君） 永田委員。

○委員（永田武志君） これは、保護者のほうでそういった結果を示された場合に納得できる選考順

位というか、マニュアルというか、そういった形をとっていただけるのでしょうか。確認です。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） ある程度そのような基準的なものをつくっていききたいというふうに考えております。

○委員長（平池紘士君） ほかに。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 関連で聞きたいのですけれども、これは6条ですよね。最後に、必要性が高いと認められる、選考するものとする。これは、今現在の保育所もこの規定に当てはまっていくと思うのですけれども、今現在は選考するというか、そういったことでやっているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 現在についても、いろいろ条件等、それぞれの方の条件を点数化しまして、それによって入園については保育の必要性の高い子供からということで選考させていただいております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 希望が多いところではなかなか入れないような状況がありますけれども、保育所と、このできようとしている小規模とか家庭的保育事業所等と、大分、先ほど言いましたように保育士が違うとかありますけれども、そこら辺の、定員がいけないから、ではそっちへ移ってくださいますよということもあり得ることになるのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 基本的に保護者の希望等も含めて入れる保育所を決めていくわけですが、定員オーバーということで希望どおり入れないということがあれば、委員おっしゃったとおり、小規模のほうに行ってくださいというようなことも可能性としては出てくるかと思えます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） ちょっと問題があるかなと思います。

それと、情報の公表というか、これは第16条、いろんな施設について同じような規定がされていますけれども、外部評価、これを結果を公表するというふうになっています。これはどういうふうに公表するのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 基本的に、ホームページとか、そういったところに公開してもらおうとか、そういう形になってくるかと思えます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 公表の内容というのは、その第三者による評価ですよね。評価または外部か、内部も含めてか。評価を公表するという、内容はそういうことでもいいのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） はい、そのとおりだと思います。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 公表の内容について、33条、34条ということで、会計の区分、記録の整備ということで規定しておりますけれども、こういったことは公表の対象にならないのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 吉澤社会福祉課主幹。

○社会福祉課主幹（吉澤洋介君） ご質問のこういった特定教育あるいは保育施設は、法人運営のいわゆる施設でございますので、学校法人であったり、社会福祉法人であったり、それぞれの法に基づいて会計の財務諸表の公表がなされるかと思えます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 権限移譲によって社会福祉法人の監査とか、これは栃木市ができるようになりましたよね。そういったことは公表の対象になるのですか。

○委員長（平池紘士君） 吉澤主幹。

○社会福祉課主幹（吉澤洋介君） これまで社会福祉法の中で社会福祉法人の財務諸表は公表に努めるような法規でございましたけれども、昨今、厚生労働省の社会福祉法人の在り方等に関する検討会等の結論を踏まえまして、今年度から財務諸表の公表について義務づけとなりました。各法人で、紙ベースで公表したり、ホームページで公表していたりしております。ただ、法人さんによっては、ホームページがまだ整備されていないような法人もございまして、いわゆる平成25年度、昨年度の財務諸表については、栃木市の所管の法人は栃木市のホームページで全て公表させていただいております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） わかりました。

社会福祉法人についてはそういったことですが、今度、民間の法人、民間保育所、民間というか、企業がやるのもできるふうに変わりましたよね。そういったところのは公表の対象にはならないのですか。

○委員長（平池紘士君） 吉澤主幹。

○社会福祉課主幹（吉澤洋介君） それぞれの株式会社であったり、あるいは学校法人の、法体系は私もちょうと詳しく存じ上げませんが、何らかの形でそれは公表することが義務づけられているかと思えますので、そちらでの公表ということになるかと思えます。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第100号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとする事にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第100号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第105号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第4、議案第105号 栃木市福祉事務所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

藤田社会福祉課長。

○社会福祉課長（藤田正人君） ただいま上程いただきました議案第105号 栃木市福祉事務所条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。議案書は145ページ、146ページ、議案説明書は53ページから55ページとなります。

最初に、議案説明書の53ページをお開きください。まず、提案理由ですが、母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、本条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正の概要でございますが、母子及び寡婦福祉法の名称が変わることから、条例中引用する法律名を改めるものであります。

大変申しわけございませんが、「参考条文」を「参照条文」と訂正させていただきたいと存じますが、説明につきましては省略させていただきます。

次に、54、55ページの新旧対照表をごらんください。母子及び寡婦福祉法が本年10月1日より母子及び父子並びに寡婦福祉法に名称が変わることから、第2条第1号中、法律の引用部分の記述に改正案のとおり改めるものでございます。

次に、議案書145ページをごらんください。このページは、条例改正のかがみの部分でございます。

146ページをごらんください。条例改正の内容でございますが、先ほどの新旧対照表で説明した内容と同様のものでございます。

また、附則であります、この条例は平成26年10月1日から施行するというものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第105号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第105号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第106号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第5、議案第106号 栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） ただいまご上程いただきました議案第106号 栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は147ページから151ページ、議案説明書は57ページから67ページであります。

まず初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の57ページをお開き願います。提案理由であります。児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

改正の概要につきましては、まず1つ目、保育所の施設の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない規定を加えること、2つ目として、乳児室、匍匐室、保育室または遊戯室を4階以上に設置する場合の保育所の設備の基準を定めること、3つ目として、保育所がみずから業務の質の評価を行う等に係る規定を加えることとあります。参照条文につきましては、省略させていただきます。

58、59ページをお開きください。条例改正の内容につきまして、新旧対照表でご説明させていただきます。まず、本基準につきましては、児童福祉法の規定によりまして厚生労働省令で定める基準を踏まえて策定がされておりまして、本改正につきましても特に本市の実情に国の基準と異なる内容を定める特別な事情等がないことから、厚生労働省令で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う国の基準を市の基準として改正をしております。

では、改正の内容ですが、まず目次につきましては、改正に伴う条のずれを改めるものでございます。

次に、第17条第3項の保育の実施を停止する等必要な手続という記述を、保育の提供または法第24条第5項もしくは第6項の規定による措置を解除し、または停止する等必要な手続ということに改めます。

次に、第18条第1項の規定中、児童福祉施設から保育所を除くとしまして、第2項として、保育所に関する規定としまして、保育所は次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならないとして、第1号から次の61ページになりますが、第11号までの事項を追加するものであります。これにつきましては、子ども・子育て新制度において、保育所については特定教育・保育施設となりますために、先ほどご審議いただきました特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に定められました同様の規定との整合を図るために別途追加をするものでございます。

次に、60、61ページになりますが、次に第21条の第2項については、保育の実施のところを、保育の提供または法第24条第5項もしくは第6項の規定による措置ということに改めます。

次に、第22条第8号の表中、保育室等を4階以上に設ける場合の避難用設備の基準について、これについて、屋外階段のみであったものを、屋外階段と同等の安全性のある施設、設備といたしまして、まず1つ目で特別避難階段に準じた屋内避難階段で排煙設備を有するものまたは特別避難階段の規定を、また63ページになりますけれども、2つ目として耐火構造の屋外傾斜路を追加いたしまして、3については改正前の屋外階段ということになります。以上の3つとするように改めるものでございます。

次に、第24条第2項中、認定こども園に関する部分について削除をいたします。これについては、法改正に伴いまして、幼保連携型認定こども園の運営等に関する基準については別途県が定めることとなりますので、この本市の基準からは削除をするということでございます。

同様に、第28条、それから64ページになりますが、第29条につきましても、認定こども園等に関する規定でありますので、同様に削除をいたします。

63ページにちょっと戻りますが、削除した後、新たに28条といたしまして、業務の質の評価等の基準ということで、これを追加させていただきます。これは、第18条と同様、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に同様の規定が定められたことに伴う整合を図るため

に追加をするということでございます。

次に、64、65ページをお開きください。第30条から第33条については、1条ずつ条を繰り上げるというものでございます。

次に、附則についてですが、第2項から66ページの第7項までの経過措置につきましては、認定こども園に関する規定のため、先ほど同様、削除をするというものでございます。これによって附則が第1項のみということになりますので、見出しの施行期日についても削るというものでございます。

以上で新旧対照表での説明を終わらせていただきまして、次に議案書を説明させていただきますので、議案書の148ページをお開きください。栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するというものでありまして、以下については新旧対照表で説明をさせていただきましたので、説明を省略させていただきます。

151ページをお開きください。附則といたしまして、この条例は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（平池紘土君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第106号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第106号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第107号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘土君） 次に、日程第6、議案第107号 栃木市特別職の職員で非常勤のものの報

酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

鈴木高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） ただいまご上程いただきました議案第107号 栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。議案書につきましては152、153ページ、議案説明書は69ページから71ページまでであります。

先に議案説明書からご説明申し上げますので、69ページをお開き願います。提案理由でございますが、介護保険法の改正に伴いまして、地域包括ケアシステム構築の実現を図るため、地域ケア会議の設置が制度的に位置づけられました。そのため、現行の栃木市地域ケア会議の組織を見直し、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。参照条文については、省略させていただきます。

今回の改正内容につきましては、70、71ページの新旧対照表にて説明させていただきます。70ページの別表第1条関係をごらんください。栃木市地域ケア会議の見直しに伴いまして、職名欄及び報酬の額欄の中段に掲げております地域ケア会議委員に関する部分を削るものであります。

次に、議案書の152ページをごらんください。このページは、条例改正のかがみの部分になります。

次の153ページをお開き願います。条例改正の内容につきましては、先ほど説明したとおりであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） これは、説明書でよろしいでしょうか。69ページ、提案理由で地域ケア会議の組織の見直しというふうになっていますけれども、どのような見直しがされたのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 現行の栃木市地域ケア会議につきましては、合併前にありましたものをそのまま要綱で制定しております。現行のケア会議につきましては、個別の支援に関する検討のみの要綱でありましたので、今現在、包括ケアシステムという部分では、各包括におけるケア会議、また市全体のケア会議が必要という部分がありますので、そういった点で要綱の全改正を行いました。

ケア会議の内容については今のようなことなのですが、それに伴いまして、委員につきましては、今まで特別職の職員、非常勤という位置づけだったのですが、それについて、会議が諮問機関、審議機関という位置づけではなく、意見を聴取する会議ということで、報償費のほうに位置づけての委員さんの報償という形になります。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、ここから抜いて、報償費ということであると、その報償費というのは幾らぐらいになっているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 市全体での会議に出席の委員につきましては、各組織から代表者ということで考えておりまして、その報償費につきましては半日4,000円程度と考えております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、1日やった場合は8,000円ということによろしいのですか。

○委員長（平池紘士君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 意見交換の会議ですので、1日までずっとかかるとはちょっと考えていないところですが。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第107号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第107号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第7、議案第90号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第4号）（所管関係部分）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいても結構です。

臼井市民生活課長。

○市民生活課長（臼井春江君） ただいまご上程いただきました議案第90号 平成26年度栃木市一般会計補正予算（第4号）の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

まず、歳出につきましてご説明申し上げますので、補正予算書の40、41ページをお開きください。下から4段目、2款1項10目交通安全対策費、補正額170万7,000円の増額であります。説明欄、交通安全対策事業費（栃木）につきましては、交通弱者と言われる高齢者に対する新規の交通安全対策として、高齢者に配布する自転車用高齢者マークの印刷製本費について増額するものであります。

次に、13目諸費、補正額3,007万3,000円の増額であります。説明欄下から2行目、防犯灯設置費につきましては、自治会からの防犯灯設置申請数が当初見込みを大きく上回っており、工事請負費が不足するため増額するものであります。

次のふれあいバス運行事業費につきましては、道路運送法の規定に基づき設置しております附属機関の栃木市地域公共交通会議の委員報酬を支払う必要があり、委員報酬が不足するため増額するものであります。

続きまして、42、43ページをお開きください。説明欄1行目、蔵タク運行事業費であります。デマンドタクシーの運行補助金につきましては、運行経費から運賃収入及び国庫補助金を差し引いた額を運行事業者へ交付しておりますが、その国庫補助金の決定が年度末となることから、国庫補助を含めた額を交付する必要があり、補助金が不足するため増額するものであります。なお、運行事業者からは国庫補助金の決定金額を納入していただきます。

次のLED防犯灯維持管理事業費につきましては、自治会からの防犯等修繕等申請数が当初見込みを上回っており、工事請負費が不足するため増額するものであります。

次の国県支出金返還金（保育課）につきましては、栃木県保育対策等促進事業費補助金の交付金額が確定されたため、超過交付となった補助金分を返還するものであります。

続きまして、46、47ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費、補正額2,192万3,000円の増額であります。説明欄1行目、国民健康保険特別会計繰出金につきましては、職員人件費に対する出産育児一時金等繰出金の増額でありまして、国保事務に係る岩舟総合支所職員4人分の人件費を国保特別会計に繰り出すものであります。

次の臨時職員共済費につきましては、職員課所管となりますので、説明を省略させていただきます。

次に、3目高齢福祉総務費、補正額1,506万4,000円の増額であります。説明欄、介護保険特別会計繰出金につきましては、合併による組織改編及び定期人事異動に伴う職員人件費の増加分を介護保険特別会計に繰り出すものであります。

続きまして、48、49ページをお開きください。2項1目児童福祉総務費、補正額12万5,000円の

減額であります。説明欄1行目、民間保育所一時預かり事業補助金につきましては、一時預かり事業が栃木県安心こども特別対策事業から保育緊急確保事業へと移行し、基準額が一部変更になったため、対象となる民間保育園1園の変更分を増額補正するものであります。

次の民間保育所運営費委託費（ひがしのもり）につきましては、ひがしのもり保育園が認定こども園に認定されたため、保護者負担金である保育料は自園で徴収することとなり、当該保育園の運営委託費から保育料分を減額するものであります。

次の民間保育所延長保育補助金及び民間保育所休日保育補助金につきましては、県補助金の交付要綱が一部改正となったため、基本分、加算分の変更分を増額補正するものであります。

次の保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金につきましては、保育所運営費の民間施設給与等改善費を基礎に、保育士等の処遇改善に要する費用を市内民間保育園全園に交付するものであります。

次に、4目児童福祉施設費、補正額2,230万円の増額であります。職員人件費につきましては職員課所管となりますので、説明を省略させていただきます。

次に、5目保育所費、補正額222万8,000円の増額であります。説明欄1行目、障がい児保育事業費（西方）につきましては、担当する嘱託保育士の退職と臨時保育士の採用に伴いまして、報酬の減額と賃金の増額を行った結果、減額補正するものであります。

次の認定西方なかよしこども園保育園管理運営費につきましては、途中入園に伴う園児数の増加に伴い、配置基準上、保育士が不足するため、新たに臨時保育士2人を採用するほか、必要な備品購入のため増額補正するものであります。

続きまして、50、51ページをお開きください。3項1目生活保護総務費、補正額259万2,000円の増額であります。説明欄、生活保護運営対策事業費につきましては、社会保障・税番号制度導入に係る生活保護システム改修のための委託料であります。

続きまして、52、53ページをお開きください。4款1項2目予防費、補正額3,269万3,000円の増額であります。説明欄1行目、予防接種事業費につきましては、平成26年10月1日から小児に対する水痘予防接種と高齢者に対する肺炎球菌予防接種が新たに定期接種化されるに当たり、現在任意接種として費用助成している委託料及びワクチン代に不足が生じるため、予防接種委託料及び医薬材料費等を増額するものであります。

次のとち介の予防接種ナビ委託費につきましては、近年予防接種の定期接種の種類が増加したことにより、保護者や医療機関は接種スケジュール管理に非常に苦慮しており、接種間隔を誤ったり、接種時期を忘れる事例が増加してきております。そのため、保護者や医療機関の負担軽減を図ることを目的に予防接種の適正なスケジュール管理を行うとち介の予防接種ナビのリンクページを市のホームページ上に開設し、携帯電話やスマートフォン、パソコンなどにダウンロードして手軽に利用していただくための管理運営委託料であります。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。予算書34、35ページをお開きください。ページ中ほどにあります12款 1 項 2 目 2 節児童福祉費負担金につきましては、1,741万1,000円の減額であります。説明欄 1 行目、民間保育所等児童保育費負担金につきましては、市内の民間保育所 1 園が認定こども園に認可されたことに伴い、入所している児童の保護者からの保育費負担金は自園で徴収することとなったため減額するものであります。

次の民間保育所等児童保育費負担金休日保育分につきましては、さくら保育園で実施している休日保育を利用した際の一月当たり2,000円の負担金であります。30名ほどの利用者増を見込んだため増額するものであります。

次に、14款 2 項 1 目 2 節児童福祉費補助金につきましては、1,570万5,000円の増額であります。説明欄、保育緊急確保事業費補助金（保育課）につきましては、一時預かり事業が栃木県安心こども特別対策事業から保育緊急確保事業に移行され、国及び県の補助率が変更になったこと及び保育士等処遇改善臨時特例事業が追加になったことに伴い、補助金を補正するものであります。

続きまして、36、37ページをお開きください。15款 2 項 2 目 2 節児童福祉費補助金につきましては、176万円の増額であります。説明欄 1 行目、安心こども特別対策事業費補助金（保育課）につきましては、先ほど述べました保育緊急確保事業に移行された一時預かり事業費分を減額するものであります。

次の保育緊急確保事業費補助金（保育課）につきましては、移行された一時預かり分及び保育士等処遇改善臨時特例事業の県補助分について補正するものであります。

次の特別保育事業等推進費補助金につきましては、民間保育園が実施する延長保育及び休日保育などの各種特別保育事業に対する県補助金の基準額が一部変更となったため増額するものであります。

続きまして、38、39ページをお開きください。20款 5 項 5 目 2 節雑入につきましては、1,728万3,000円の増額であります。説明欄 1 行目、歳タク運行事業者運賃外収入等ありますが、歳タク運行補助金は運行経費から運賃収入及び国庫補助金を差し引いた額を運行事業者へ交付することとなっておりますが、歳タク運行に伴う国庫補助金が年度末に決定し、直接運行事業者に補助されることから、先ほどの歳出のデマンドタクシー運行補助金と同額の金額を増額するものであります。

以上で補正予算（第4号）の所管関係部分の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入、歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入、歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 歳出のほうから質問させていただきます。

41ページの10目の交通安全対策費ということで、ご説明の中で高齢者に対する自転車の何かマークとかと聞いたのですけれども、そのマークって、数はどれくらい多くというか、数についてお聞きしたいと思います。

○委員長（平池紘士君） 橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） ご質問にお答えさせていただきます。

対象者は高齢者で、暗くなってから自転車に乗っていくような方を考えていますが、とりあえず2万枚予定しております。ただ、当初2万枚だったのですが、そのマークが、いわゆる車のシルバーマーク的なものを考えて2万枚だったのですが、とち介ではないですけれども、栃木市独自のものをちょっと今検討しているところでございます。基本的に、予算的には2万枚想定してございます。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） そうしますと、これは半永久的というような見方をしているのでしょうか、それとも定期的に消耗品としてまたそろえるというか、購入するとか、その辺のお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（平池紘士君） 橘課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お答えします。

とりあえず、試行的にやらせていただければありがたいなというふうに考えてございます。好評を博すようでしたらいつでも可能なと思いますので、よろしく願います。

○委員長（平池紘士君） 増山副委員長。

○副委員長（増山敬之君） 41ページのやはり下段の防犯灯設置費、防犯灯LED化工事費ということなのですが、自治会からの要望が多いということで増額されたということになっております。LED化事業としましては、電気料が自治会負担がなくなったということで、恐らくそれに伴って自治会の要望が多くなったのではないかと思うのですが、制限とか、そういったものがあるのかどうか確認させてください。

○委員長（平池紘士君） 橘課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） 委員おっしゃったとおり、自治会の電気料半額負担がなくなったというのが大きな理由かもしれませんが、とりあえず要望が増えている状況でございます。正直申し上げまして、今年度当初には当初予算で組んだ防犯灯設置の予算もほぼ満杯状態なのです。各自治会に7月までご要望を改めてとったものですから、こういう結果というか、大きく要望を上回って

しまっている状況なのですが、基本的に今の市のスタンスとすれば、自治会長さん、自治会さんが、ここは危ないよということで申請をされたので、実際現地とかを確認させていただきます。商業灯とか、ほかに光があつたりすればご相談はさせていただこうとは考えていますが、基本的に、自治会からの要望を尊重いたしまして、今のところは必ず対応するようにしておるところでございます。今後につきましては、後ほどご相談させていただければと思うのですが。

以上です。

○委員長（平池紘土君） 増山副委員長。

○副委員長（増山敬之君） では、私のほうは最後に、一応、念のため、現在までの台数を教えていただければと思います。

○委員長（平池紘土君） 橘課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） 済みません、市全体で、平成25年度末でちょっとよろしいですか。1万2,261灯でございます。それで、今回600灯近く、これはちょっとまだ確定していないのですが、予定していることになります。

以上です。

○委員長（平池紘土君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 関連なのですが、今、市全体で1万2,261灯、600灯が今年度見込んでいるということで、当初の見込みよりどのくらい上回ってこの補正になったのかをまずお聞きしたいと思います。

○委員長（平池紘土君） 橘課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） 2倍以上です。2.5倍ぐらい……

〔「ということは、当初は300弱」と呼ぶ者あり〕

○交通防犯課長（橘 唯弘君） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（平池紘土君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 300弱の自治会からの要望ということなのですが、地域別には把握していらっしゃるでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 橘課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） もちろん把握してございますが、ほぼ横ばいですが、都賀地域がちょっと多目の数を呈している状況でございます。

○委員長（平池紘土君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 都賀地域は、もともと設置灯数が少ない現状にありますよね。そういったことも含めて、市全体が均衡のとれた防犯灯の設置になるようにということで、同僚の中島議員からも6月議会の一般質問でございましたので、ぜひとも栃木市全体が明るく防犯灯で照らされるまちなるようによ望しておきたいと思っております。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、関連で。

今現在、合併して大分バランスが悪くなっていると思うのですけれども、そこら辺の地域ごとのバランスというのですか、そこら辺は把握しているのですか。

○委員長（平池紘士君） 橘課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お答え申し上げます。

もちろん、地域ごとの本数は把握してございますが、ただ、地域によりまして、防犯灯の必要度というのですか、面積やら家の密集ぐあいとかで、だから、多いとか少ないとかまでは把握していないというか、基本的には自治会さんのご要望をもとに施工している状況でございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 藤岡地域では、合併前は自治会負担なしで、全部町が持っていたというような状況もあって、かなり藤岡は設置率というのですか、多くなっていて、逆に本当に都賀町なんかは少ない状況があるのです。そこら辺も含めて、全体的に計画というのですか、自治会からのではなくて、市当局側からの提案というのか、そういうのも必要なのではないかなと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○委員長（平池紘士君） 橘課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） 検討させていただきます。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 関連で質問させていただきます。

次の43ページになってしまうのですけれども、今度はLEDの防犯灯の維持管理事業費ということで、ご説明の中では、これはやっぱり当初予定より増えたのだよというご説明があったのですけれども、では当初予定ってどれぐらいだったのかというのを確認させてください。

○委員長（平池紘士君） 橘課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お答えいたします。

ちょっと複雑なのですが、当初3,600万円ぐらいあったのですけれども、済みません、これは事業間流用で設置のほうに回してしまっていますので、申しわけございません。では、この13万1,000円の内訳なのですが、朽ちてほとんど使われなくなっていたような防犯灯の支柱が何本か残っていたり、家を新たに建てるので電柱を動かす、それに伴う移設というのが見込みよりもちょっと多くなったものですから、補正をお願いしたいということでご理解いただければと思います。済みません。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） これは、では、LEDが切れてしまったとか、そういうのはないのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 橘課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） それは入ってございません。

○委員長（平池紘士君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 先ほどの白石委員の関連にもなってくるわけなのですが、LED防犯灯の設置の要望が自治会から上がってきて、それに応えているということで、市のほうで独自にやらないのかというふうに白石さんのほうからありましたが、本当に、自治会長さんといえますか、皆さん、ほとんど自転車、また徒歩等で狭い道を歩いたり走ったりということ、田舎のほうに行けば行くほど、私の家の周りなんかは、ほとんど自転車に乗っているのは小学校、中学校、高校生、子供であります。ですから、ぜひとも、自治会長さんからの要望は当然でございますが、PTAですとか、そういったところを通学路にしているお子さん、そういった方々のお声のほうも聞いていただきたいとぜひ思いますので、よろしく願いいたします。所管ですので、一般質問等ではなかなかできませんので、くれぐれもよろしくお願いします。

○委員長（平池紘士君） 要望で。

○委員（氏家 晃君） はい、要望です。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 43ページで歳タク事業費の運行補助金を、これはタクシー会社からの要望で、早く払ってほしいということでこういうことになったのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 橘課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お答え申し上げます。

おっしゃるとおり、タクシー事業者からの要望を踏まえてなのですが、理由が、実は先ほど国の補助金については年度末に入ってくるということで、タクシー事業者には毎月補助金を出しているのですけれども、年度末に国庫補助が入ってきますと、二、三カ月さかのぼって支出するのです。市のほうの戻し入れも煩雑なのですが、業者さんのほうも非常に煩雑な会計手続をとる関係で、できればこういう形にしてほしい、歳出と歳入が対になっていますから、市の新たな財政負担はないので、おっしゃるとおり、事業者からの要望には違いはございません。よろしくお願いします。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 49ページの保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金ですけれども、これが各民間の保育所のところに交付されるということで、この処遇に本当に使われたかどうか、そこら辺を確認する必要があるのではないかと思うのですけれども、それはどうなっているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 保育士の処遇改善については、昨年度初めてできまして、単年度ということだったのですが、今年も継続されるということで今回補正に上げさせていただいているところ

ですが、昨年度は、支給しました後、実績の報告ということで、給料の明細的な、誰に幾ら払ったというようなものも出していただいたりして確認をさせていただいております。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 昨年はそういった形で、何も問題なかったということによろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 特に問題はなかったというふうに確認しております。

○委員長（平池紘土君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第90号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第90号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘土君） 次に、日程第8、議案第91号 平成26年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

村上保険医療課長。

○保険医療課長（村上賢司君） それでは、ただいまご上程をいただきました議案第91号 平成26年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書の9ページをお開きください。

平成26年度栃木市の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,289万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ194億2,536万2,000円とするというものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるといふものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして、歳出からご説明いたしますので、予算書の92、93ページをお開きください。1款1項1目一般管理費につきましては、補正額2,166万2,000円の増額であります。説明欄、職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、合併による組織改編及び定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数に変更が生じたことによる給料と職員手当の増額補正であります。

94、95ページをお開きください。11款1項1目一般被保険者保険税還付金につきましては、補正額122万8,000円の増額であります。説明欄、一般被保険者過誤納還付金（岩舟）につきましては、還付金の支出額が当初見込み額を上回ることにより、予算に不足が生じるため補正増をするものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、90、91ページをお開きください。10款1項1目一般会計繰入金、2節その他一般会計繰入金につきましては、2,166万2,000円の増額であります。説明欄、出産育児一時金等繰入金につきましては、出産育児一時金や人件費、事務費等に係る経費について一般会計から繰り入れるものでありまして、職員人件費の補正に伴い、その財源となる一般会計繰入金を補正するものであります。

次に、10款2項1目国保財政調整基金繰入金、1節国保財政調整基金繰入金につきましては、122万8,000円の増額であります。説明欄、国保財政調整基金繰入金につきましては、岩舟地域における一般被保険者過誤納還付金の補正増に伴い、その財源として補正増するものであります。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入、歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入、歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、ページ数もお知らせ願います。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 91ページの国保財政調整基金繰入金122万8,000円ですか、今現在の残高というのは幾らぐらいになっているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） 約2,700万円になります。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第91号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第91号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第9、議案第92号 平成26年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

田谷介護保険課長。

○介護保険課長（田谷晴男君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第92号 平成26年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の13ページをお開き願います。平成26年度栃木市の介護保険特別会計（保険事業勘定）の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,734万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131億9,164万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるというものでございます。

それでは、内容について歳出からご説明いたしますので、補正予算書の108、109ページをお開きください。1款1項1目一般管理費につきましては、補正額は1,506万4,000円の増額であります。説明欄の職員人件費につきましては、職員課所管であります。合併による組織改編及び定期人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属の人数に変更が生じたことによる給料と職員手当の増額補正であります。

次に、110、111ページをお開きください。5款2項3目権利擁護事業費につきましては、補正額は245万1,000円の増額であります。説明欄の職員人件費につきましては、職員課所管であります。

人事異動及び業務量の増加に伴い、当初見込んでおりました職員手当に不足が生じる見込みであることから、職員手当を増額補正するものであります。

次に、112、113ページをお開きください。7款1項2目償還金につきましては、補正額は5,983万4,000円の増額であります。説明欄の国庫支出金等返還金につきましては、社会保険診療報酬支払基金から交付された平成25年度介護給付費交付金の精算確定に伴い、超過交付分を返還するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、106、107ページをお開きください。9款1項4目その他一般会計繰入金につきましては、補正額は1,506万4,000円の増額であります。説明欄の職員給与費等繰入金につきましては、一般管理費で補正計上した職員人件費分に一般会計から繰り入れするものであります。

続きまして、10款1項1目繰越金につきましては、補正額は6,228万5,000円の増額であります。繰越金につきましては、歳出5款の地域支援事業費及び7款諸支出金の財源として前年度繰越金を充当するものであります。

以上をもちまして、介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（平池紘士君） 以上で当局からの説明は終了いたしました。

お諮りいたします。本案については、歳入、歳出等を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入、歳出等を一括した質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第92号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

(午前 11時59分)

---

○委員長（平池紘士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

---

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第10、認定第1号 平成25年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について（所管関係部分）を議題といたします。

なお、各会計の決算につきましては、去る8月18日に開催した議員全員協議会及び9月9日に開催した民生常任委員会において当局からの説明が終了しておりますので、本日は各会計の決算の説明を省略いたします。

お諮りいたします。審査の順序につきましては、まず歳出各款ごとの質疑、次に歳入を一括した質疑、最後に討論、表決の順序により進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

まず、歳出各款ごとの質疑に入ります。

2款総務費中所管関係部分の質疑に入ります。204ページから223ページであります。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） それでは、215ページでございます。防犯灯維持管理事業費なのですが、各地域別にあります、大平地域が331万8,973円、続いて藤岡が278万4,296円、都賀地域が82万490円、西方地域が90万6,133円ということで、かなりばらつき等があるわけなのですが、これは防犯灯の数からきているものなのですか、その辺をご答弁いただきたいと思っております。

○委員長（平池紘士君） 答弁をお願いします。

橘課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お答え申し上げます。

額の違いでございまして、例えば大平地域については街路灯とか、防犯灯と街路灯は同じようなものですが、交通事故に配慮したほうの街路灯とかの維持管理などが入っていると、そういった違いがございまして、金額に差異がございまして、よろしいでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） ということは、都賀地域だけ防犯灯のみで、ほかには街路灯が入っているという認識でよろしいでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 早乙女大平総合支所生活環境課長。

○大平総合支所生活環境課長（早乙女福一君） 大平地区につきましては、防犯灯、これはもともと市管理の防犯灯になりますけれども、全部で510灯ございます。これは、一般の防犯灯、それと先ほど言いました道路照明関係も含めての数です。その電気料になっています。

○委員長（平池紘士君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） では、大平以外のところもお願いいたします。

○委員長（平池紘士君） 北村藤岡総合支所生活環境課長。

○藤岡総合支所生活環境課長（北村イツ子君） お答えいたします。

藤岡地区では、防犯灯が267灯と交差点内のものが7カ所の電気料になっております。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 古平都賀総合支所生活環境課長。

○都賀総合支所生活環境課長（古平芳一君） 都賀分の維持管理事業費21万9,520円につきましては、市管理分51灯分の維持管理料になっております。

○委員長（平池紘士君） 出井西方総合支所生活環境課長。

○西方総合支所生活環境課長（出井裕子君） 西方におきましては、410灯分の防犯灯の電気料、あと維持補修費等になっております。西方におきましては、防犯灯のみでございます。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はございませんか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 213ページ、上から7行目、市民相談事業費（栃木）ということで、この説明では市民相談員の報酬2名分と弁護士の報酬75万円ということでお伺いしておりますが、実際の相談件数、実績等についてお答えいただきたいと思っております。

○委員長（平池紘士君） 白井市民生活課長。

○市民生活課長（白井春江君） 市民相談事業（栃木）につきましては、市民相談員2名と弁護士相談が主となっておりますけれども、そのほかに総合相談ということで、月2回の第2と第4の金曜日に総合相談事業を設けておりまして、その他、家庭相談とか青少年の相談とかを受けております。その中で、まず市民相談、相談員が受けているものになりますけれども、1日当たり大体4件弱ということで、平成25年度ですと945件、弁護士相談ですと24回やりましたけれども、1回平均10件弱ということで、1年間で233件の相談がございました。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 同じページで、まず消費生活センター運営費ですけれども、平成24年度と比べまして190万円ほど増えているのですけれども、これはどういった原因でしょうか。

○委員長（平池紘士君） 白井市民生活課長。

○市民生活課長（白井春江君） 消費生活センター運営費につきましては、消耗品費等、啓発用の物品を今回80万円ほど平成25年度で購入いたしまして、消費生活のPRに努めましたので、主にはそ

こちら辺が増加の理由となっております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、相談体制とか、そういったことで増えたとか、人員を増やしたとか、そういうことではないということよろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 白井課長。

○市民生活課長（白井春江君） 相談体制につきましては平成23年度から変わっておりませんで、相談員5名のうちの3名を1日勤務ということで、体制で相談を受けております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 1日3名という体制でやっているということで、主にこういった活動内容をやっているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 白井課長。

○市民生活課長（白井春江君） 消費生活相談につきましては、市民の方の消費生活の相談に応じるということで、苦情相談、業者等のあっせん、あといろんな文書、クーリングオフの文書の書き方の指導とか、そういうものを日常的に行っております。そのほか、啓発事業ということで、市の出前講座ということで、老人会とか自治会、消費者団体等への出前講座を行っております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 出前講座もやっているということで、これはこういった時間帯というか、車で行くのだと思うのだけれども、そういったところはどういうふうになっていますか。

○委員長（平池紘士君） 白井課長。

○市民生活課長（白井春江君） 出前講座につきましては、相談員が当番制といいますか、都合に応じて出かけているわけですがけれども、自治会または老人会、たまには学校ということで、要望に応じた時間帯に出向いて行っております。きのうまでの3連休あたりにも老人会、敬老会が多ございましたので、その場に出向きまして、要望により出前講座を行っているところです。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 実は、公用車ではなくて自分の車でやっているみたいなのところもあるというふうなことも聞いたのだけれども、そういった実態もあるのですか。

○委員長（平池紘士君） 白井課長。

○市民生活課長（白井春江君） 基本的には、公用車を利用して出前講座に出向くということで相談員には指導しておりますけれども、都合で公用車が手に入らないようなときもございますので、その場合はやむを得ず自分の車で出向くこともあります。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そういったところで、補償というのですか、事故になったり、自分の車で行って、そういう事態も発生しないわけではないと。ということでは、公用車をきっちり手配できる

ようにするという方向が必要ではないかと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○委員長（平池紘士君） 白井課長。

○市民生活課長（白井春江君） 基本的には、公用車で出向くというのを基本にやっておりますので、早い段階で出前講座の予定が入れば、それに応じて早い段階で公用車の手配をしております。やむを得ず行く場合というのが、直近の出前講座で公用車が埋まっている場合とか、あとは、本当はあってはいけないことなのではございますけれども、相談員さんが直接出向くようなケースもございまして、その場合はやむを得ず自家用車で行っていただいていることもあります。私どものほうの指導とすれば、公用車を使うということで指導しているところです。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今現在、消費生活センターはこの市庁舎内にあるのでしたっけ。

○委員長（平池紘士君） 白井課長。

○市民生活課長（白井春江君） 消費生活センターは、本庁舎の移転に合わせて、本庁舎ではなく、入舟庁舎の1階に位置しております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、今現在、そこの福祉庁舎の中にあると。そうですか、わかりました。それで、インターネットとかで調べると入舟庁舎になっていたかな。なかなか場所的に何かわかりづらいというか、どこにあるのだろうと、私も調べていて、市民会館にあった当時のも出てきてしまうときもあるのです。そういった点で、そこら辺のホームページを見て、やっぱり相談に来るわけですから、どこにあるのかというのはもっと周知すべきではないかと思うのですけれども、その辺どうなのでしょう。

○委員長（平池紘士君） 白井課長。

○市民生活課長（白井春江君） 入舟庁舎に引っ越しするに当たりましては、広報とちぎ等でもPRさせていただきましたし、市のホームページでも所在地については逐次修正をしたつもりであります。万が一修正がされていないところがございましたら、ご指摘いただければ早速修正したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 防犯灯LED化事業ですけれども、平成25年度に全部LED化というふうにしたわけですが、この整備手法について伺います。

○委員長（平池紘士君） 橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お答え申し上げます。

整備手法でございますが、多分、施工のあり方だと思うのですけれども、旧栃木市内を7カ所、それと地域ということで、合計11の地域に分けさせていただきながら、それぞれ受託する事業者を決めさせていただきました。理由は、工期を短くするためと、そういう受託の機会をできるだけ広

くしたいという意向でございます。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうすると、7カ所プラスで11カ所に分けて、そこで1つの業者を決めるといふか、入札といふか、そういうことで決めているわけですか。

○委員長（平池紘士君） 橘課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） それぞれの工区ごとに業者を決めてということでございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） わかりました。

整備手法はそういうことでもいいのかと思うのですけれども、特に地元の電気工事とか、そういったところにきっちり適正な価格で、下請ではないけれども、そういったふうになっているのか、そこら辺はきっちりやっているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 橘課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） きちんとやっているとは思いますが。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） このことによって電気料もかなり減っていると思うのだけれども、これは平成26年度になってしまうかな。今の現在の状況は、自治会負担がなくなって、電気料を今度は市が持っているわけだけれども、そこら辺の状況というのですか、削減されたのか、ちょっと増えているのか、そういった状況はわかりますか。

○委員長（平池紘士君） 橘課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） LEDに関しましては、電気料が既存の2分の1、それから10年もつよというふれ込みでございまして、電気料の2分の1につきましては、年度当初、前年度と比較いたしまして、細かく言えば52%だったのですが、ほぼ半分には間違いはないという状況でございます。ただ、これから10年もつかというのは今後の検証になるわけなのですが。

以上でございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 一気にかえたということで、今度は逆に一気に寿命が来るといふようなことも考えられるのではないかと、そこら辺の対策といふのは考えていますか。

○委員長（平池紘士君） 橘課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） おっしゃるとおりで、一斉に来る可能性がございます。なので、そのときにはそのときに有利な、今回は地域活性化事業という起債なんかも活用したのですが、そのころを見越して、そういう起債等、有利な方法を検討したいといふふうに考えてございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

- 委員（白石幹男君） その下のふれあいバス運行事業費ですけれども、この件については、利用者、また市民の意見とか、どういった意見が寄せられているのでしょうか。
- 委員長（平池紘土君） 橘課長。
- 交通防犯課長（橘 唯弘君） バス路線につきましては、自宅のほうを通してほしいとかいう個々の意見はございます。そんな状況です。
- 委員長（平池紘土君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） わかりました。バス路線の変更とか、あとは料金とか停留所の設置の場所とか、停留所にベンチが欲しいとか、そういった細かい要望なんかも寄せられているとは思いますが、そういったところに対してはどのように対応しているのでしょうか。
- 委員長（平池紘土君） 橘課長。
- 交通防犯課長（橘 唯弘君） 基本的に、現在の栃木市におきましては、ふれあいバスと蔵タクという事業で交通空白地帯をカバーしているわけでございます。ふれあいバスの路線につきましては、いろんなご意見、要望を踏まえまして、確かに路線変更、見直しのほうが利用者が増えるとか、そういうことがありますれば見直しはしていきたいというふうに考えてございます。なお、なかなか路線を全部の市民の方にとというのは難しい状況がございますので、あくまでそのカバーとして蔵タクの利用促進についても図ってまいりたいというふうに考えてございます。
- 委員長（平池紘土君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） わかりました。利用しやすい運行に心がけていただきたいと思います。
- 引き続き、その下の蔵タク運行事業費ですけれども、デマンドタクシー運行補助金というのが平成24年度に比べると800万円ぐらい安くなっているのですけれども、これはどういうことなのか。
- 委員長（平池紘土君） 橘課長。
- 交通防犯課長（橘 唯弘君） 稼働率とか、そういう補助金の計算上の理由だというふうに考えています。
- 委員長（平池紘土君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） 別に単価を引き下げたとか、そういったことではなくてということよろしいのでしょうか。
- 委員長（平池紘土君） 橘課長。
- 交通防犯課長（橘 唯弘君） はい、そのように考えてございます。
- 委員長（平池紘土君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） それと、私のところにも土日の運行を何とかという要望がかなり寄せられるのですけれども、そこら辺の考え方、どのように考えていますか。
- 委員長（平池紘土君） 橘課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お答えいたします。

確かに、土日の運行について要望があるのは確かでございます。まあまあ今後の課題だというふうには思っておるのですが、タクシー事業者さんからすると、どうも土日は書き入れどきだそうでございます。そういう民業圧迫なんかも視野に入れながら今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（平池紘土君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ないようですので、2款の質疑を終了いたします。

次に、3款民生費中所管関係部分の質疑に入ります。230ページから261ページであります。

永田委員。

○委員（永田武志君） 231ページ、下段ですが、隣保館運営費、過日の説明ですと、シルバー生き生き教室等が実施されておりますということなのですが、これの実績と今後の見通し、お願いいたします。

○委員長（平池紘土君） 木村人権・男女共同参画課長。

○人権・男女共同参画課長（木村正明君） ご質問にお答えします。

シルバー生き生き塾なのですが、これは隣保館で行う地域交流事業といたしまして、シルバー世代、60歳以上の方なのですが、対象に年間を通じ、レクリエーション、教養、文化等の活動の講座を開設し、福祉や人権について学び、これからの人権を生き生きと過ごすことができることを目的としています。昨年ですと、全8回を行いまして、延べ129人が受講されました。これも非常に地域の交流事業としては大切な事業と考えておりますので、引き続きたくさん募集いたしまして、たくさんの方が受講できるよう考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（平池紘土君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 年間8回、129名の方が参加いただいたということなのですが、隣保館数、大平は存じておるのですが、ほかに何カ所か隣保館という箇所はあるのですか、教えてください。

○委員長（平池紘土君） 木村課長。

○人権・男女共同参画課長（木村正明君） お答え申し上げます。

栃木市には、隣保館といたしましては、大平隣保館と、あと名前はちょっと違うのですが、旧栃木市エリアにおきまして厚生センターという隣保館がございます。以上2館が隣保館として運営しております。

以上です。

○委員長（平池紘土君） 関連で、白石委員。

○委員（白石幹男君） 人権関係ですけれども、今厚生センターということが挙げられましたけれども、平成24年度には確かに厚生センターの運営費みたいのがのっかっていたのですけれども、これは、ここの款には民生の、前はここにあったのだけれども、この辺は変わったのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 木村課長。

○人権・男女共同参画課長（木村正明君） 厚生センターの事業費につきましては、隣保館運営費の中に統合されまして、この中に厚生センターの関係の経費も統合されてございます。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 実際、まだ、センターがなくなってしまったのかなと思ったのだけれども、あるということで、わかりました。

それと、人権同和対策委託費、これは毎回聞いていますけれども、どういう団体にどの程度の補助金をやっているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 木村課長。

○人権・男女共同参画課長（木村正明君） 人権同和対策推進事業委託料については、3団体に支出しております。まず、民間の運動団体といたしまして、部落解放同盟栃木市協議会に563万9,000円、部落解放愛する会栃木市協議会に154万8,000円、それとNPO法人の人権センターとちぎに80万円です。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） その下の人権同和対策補助金、今のは委託料でしたよね。活動補助金というのはどうなっているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 木村課長。

○人権・男女共同参画課長（木村正明君） 補助金については、民間運動団体であります2団体に支出してございます。まず、部落解放同盟栃木市協議会には219万4,000円、部落解放愛する会栃木市協議会には57万円でございます。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 去年の質疑の中でも、これは人権同和、特別措置法というのはなくなったということで、こういうのはなくしていくべきだというふうに言ったわけですけれども、前回は5%減らしましたということだったのだけれども、今回は平成24年度と同じだと。この件について、今後の方向性としてどういうふうに考えていますか。

○委員長（平池紘士君） 木村課長。

○人権・男女共同参画課長（木村正明君） お答え申し上げます。

同和対策事業につきましては、平成14年まで33年間にわたって実施されてきました。そして、この間、同和地区の住環境が大きく改善されたことを踏まえまして、特別対策は中止することになりました。しかしながら、教育や就業、生活面においては大きな改善が見られつつも、残念ではございますが、差別意識は依然として存在し、解決されておられません。そのため、特別対策が廃止されても、一般施策の中で残された課題への取り組みをする必要がございます。また、運動団体におきましては、同和問題の解決を目的に活動しておりますが、障がい者、高齢者、女性に対する差別などさまざまな人権問題にも積極的に取り組んでいることから、本市の人権教育、啓発に関する施策を進める上で連携してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 人権の教育とか、そういうのは大切なことだと思いますけれども、特別に同和対策ということではなくて、人権教育の啓発、そういったところにきっちり使う必要があるのではないかと。ただその団体に補助金ということではなくて、こういうのはなくして、もっと人権問題の費用に充てると、変えていく必要があると思いますけれども、どうでしょう。

○委員長（平池紘土君） 木村課長。

○人権・男女共同参画課長（木村正明君） 先ほどお答えも申し上げましたが、運動団体におきましては、最近の状況ですと、同和対策だけではなくてさまざまな人権問題に取り組んでおります。行政と民間運動団体が協力して各種事業を推進していくことが重要だと思っております。民間運動団体と行政との役割を明確にした上で、引き続き相互の連携、協力関係を維持してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（平池紘土君） ほかに質疑はありませんか。

増山副委員長。

○副委員長（増山敬之君） 233ページの上から6項目めの女性青年リーダー育成事業費なのですが、これは青年の船とか、昔は海外研修だったのだと思うのですが、この女性青年リーダー育成事業の、詳細を教えてください。

○委員長（平池紘土君） 木村課長。

○人権・男女共同参画課長（木村正明君） 女性青年リーダー育成事業費については、この決算額については、栃木県次世代人材づくり事業参加負担金の2名に対する負担金を支出しております。

以上です。

○委員長（平池紘土君） 増山副委員長。

○副委員長（増山敬之君） これは、そうしますと、研修費ということによろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 木村課長。

○人権・男女共同参画課長（木村正明君） これについては、栃木県の事業でありまして、栃木県次世代人材づくり事業ということで、栃木県で広く栃木県民に募集いたしまして、栃木市からは2名の参加がありました。その県に対する負担金として2名分を計上しております。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 増山副委員長。

○副委員長（増山敬之君） そうしますと、これは恐らく国内研修に使われるような事業だと思うのです、次世代育成事業ということで。でも、恐らく昔は海外研修を行っていたということで、その予算の差額的なことがわかりましたら教えてください。

○委員長（平池紘士君） 木村課長。

○人権・男女共同参画課長（木村正明君） お答え申し上げます。

この研修に要する費用につきましては、1人、青年リーダー育成部門と女性リーダー育成部門でございまして、2つとも同額なのですが、それぞれ11万円ほどかかります。その内訳としては、県の負担金が5万5,000円、市の負担金が5万5,000円、半額ずつということですが、それぞれ負担して、研修に要する直接経費ということで計上しています。

なお、委員ご指摘がありました海外研修も以前はやっていました。中国へ行ったり、いろんな海外に行っていました。最近ですと、こういう財政状況を勘案しまして、国内研修を主に行っております。昨年度につきましては、県外研修ということで、青年リーダー育成部門が岩手県と福岡県、それと女性リーダー部門については徳島県のほうに行って研修をまいりました。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 予算のほうもそうなのですが、これでリーダー育成が図れるのかどうか、お考えをお聞かせいただければと思います。

○委員長（平池紘士君） 木村課長。

○人権・男女共同参画課長（木村正明君） お答え申し上げます。

この事業だけ、県で長期間の研修期間があって、次世代人材づくりということで研修をしていますけれども、その後何もしないわけではなくて、例えば男女共生大学の一コマを利用させていただいて、その活動報告なり今後の展開みたいのをちょっと述べていただいて、それらを今後の男女共同参画社会づくりに生かしていくような考えでちょっとおります。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 233ページ、下から7行ですか、発達障がい者等相談支援事業であります、1,484万8,901円。これにつきまして、この相談件数及び内容というのはどういうものがあるのかお伺いします。

○委員長（平池紘士君） 藤田社会福祉課長。

○社会福祉課長（藤田正人君） こちらの発達障がいに関する相談支援事業でございますが、専門職員の報酬等でございますが、具体的な支援内容に関しましては、発達相談、支援等におきまして、機関別、幼稚園なり保育園、また各小中学校に出向いて相談を受けたり、またこちらに保護者、また当該児童等、相談においでいただいたりということで、件数でございますけれども、こちらの件数に関しまして、まず各機関に関しまして相談の実績でございますが、平成25年度は239回の訪問の相談実績がございます。また、各種相談、検査等も実施してございまして、平成25年度に関しましては、面接相談が255件、また家庭訪問が13件、検査におきましては33件等の相談実績がございます。

○委員長（平池紘士君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） そういう相談とかに対しまして、そういう相談を受けた相談員さんですか、それでいろいろ問題が起きると思うのです。そういうことの、その対応というのですか、そういう施策なんかの相談が逆に市のほうに入っているのかどうか、それをどうしているのか、ちょっと伺います。

○委員長（平池紘士君） 藤田課長。

○社会福祉課長（藤田正人君） 毎月1回、こども課、保健師等と、また発達の専門医等が連携会議ということで、月1回、定期的に連携会議を設けておりまして、支援が必要なお子様に関して連携した中で検討を行うというようなことで行っております。

○委員長（平池紘士君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 私のほうに相談が来るのですけれども、なかなか、支援事業なので、かゆいところに手が届かないのはわかりますけれども、できるだけ、やはりそういうことでの手厚いというか、行政ができる範疇を伸ばしてもらいたいというふうに思います。要望します。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑は。

永田委員。

○委員（永田武志君） 235ページ、上から2行目、読み方、コウリョでよろしいのですか。行旅死病人救助費、これはどのようなケースに救助費が発生するのか、わかりやすく説明願います。

○委員長（平池紘士君） 横尾生活福祉課長。

○生活福祉課長（横尾英雄君） ご質問にお答えします。

まずは、死亡した方、行き倒れというか、昨年度は渡良瀬遊水地の野渡橋のところで身元不明の方が死亡されているというようなことで、私どものほうで、官報に掲載する経費とか葬祭費とか、そういうものを支出いたしました。亡くなられた方についてはそのような対応をしております。

また、栃木市に立ち寄られた中で、去年は2件ですけれども、体調を崩されて救急車で病院に搬送された、ただ、お金がないというような方についてはその医療費分、去年は治療されて回復なされてそのままお立ち去りになったというのが2件、あとはやはり、全国を放浪していて、お金がな

いのでというようなことでこちらに見えますので、そういう方については500円相当の切符、これを渡しているというような、3つのパターンになろうかと思えます。

○委員長（平池紘士君） 永田委員。

○委員（永田武志君） そうすると、これは対象は市民でなくて、栃木市地域における状況の対応が対象になるわけですか。

○委員長（平池紘士君） 横尾課長。

○生活福祉課長（横尾英雄君） そういうことになります。私どもは、そういう方に対して、住民票がどことか、そういうようなことはお聞きしておりません。

○委員長（平池紘士君） 永田委員。

○委員（永田武志君） この資金なのですから、国なり県なりの補助というものはあるのですか、それとも市単独の予算でやられているのかお願いします。

○委員長（平池紘士君） 横尾課長。

○生活福祉課長（横尾英雄君） 行旅死亡人については、国のほうから10分の10、県を通してまいります、それ以外の切符と治療費については市の単費でございます。

○委員長（平池紘士君） 増山副委員長。

○副委員長（増山敬之君） 241ページの上から9項目めですか、配食サービス事業（栃木）、配食サービス委託料、それと（大平）（藤岡）（都賀）（西方）と次のページにいつているわけですが、これは高齢者のお弁当とか、そういったものだと思うのですけれども、個数、件数を教えていただければと思います。

○委員長（平池紘士君） 鈴木高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 配食サービスにつきましては、65歳以上のひとり暮らし、また高齢者世帯で調理が困難な方に対して、安否確認、また健康保持のためにお昼のお弁当を宅配業者が直接手渡しをしている事業であります。その配食数につきましては、栃木が324、大平69、藤岡39、都賀34、西方が21ということで、合計487人に対して配布しております。

○委員長（平池紘士君） 増山副委員長。

○副委員長（増山敬之君） 委託先の業者は何社ぐらいあるのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 業者につきましては、栃木においては4社で、全部では7業者がおります。業者によって所在地、またあるいは配達が可能なところということで、7業者が栃木市内を回っていただいております。

○委員長（平池紘士君） 増山副委員長。

○副委員長（増山敬之君） 業者名は教えてもらえないですね。

○委員長（平池紘士君） 答えられないですね。

〔「はい、済みません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 関連、白石委員。

○委員（白石幹男君） 業者名は答えられないということですが、これは「市政年報」にも載っていたと思うのだけれども、ききょうとか、あると思います。それはこの中で言えるのではないですか。

○委員長（平池紘士君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） お答えいたします。

金時、ききょう、ワタミ、このひら、スイートホーム、西方の社協、新味紀行ということで、7業者になっております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それでは、そのメニューですけれども、これは各業者に任せているという状況なのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 高齢者に合ったメニューということでお願いしております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今ちょっとワタミという会社名が出ましたけれども、かなりブラック企業だという、そういう話を聞いていますが、これは委託先を決めるのはどういったことで決まっているのですか。

○委員長（平池紘士君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 委託業者につきましては、年度末に業者を選定いたしまして、説明会、また応募していただきまして決めております。

○委員長（平池紘士君） 関連で、増山副委員長。

○副委員長（増山敬之君） 業者を教えてくださいましたので、業者ごとの数を教えてくださいましたと思います。

○委員長（平池紘士君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 済みません、業者ごとの数はちょっと手元にないので、後でお答えいたします。

○委員長（平池紘士君） 増山副委員長。

○副委員長（増山敬之君） では、後でよろしくお願いします。

○委員長（平池紘士君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 237ページでございます。中段上、ちょっと金額は小さいのですが、成年後見制度利用支援事業費というのがあります。まず、この内容をもう一度ちょっと確認をさせてもらいたいのですが、お願いします。

○委員長（平池紘士君） 藤田課長。

○社会福祉課長（藤田正人君） こちらの成年後見制度利用支援事業費でございますが、成年後見人への報酬が支払えない制度利用者に対しまして、市が成年後見人に報償金を支払うものでございます。

○委員長（平池紘士君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） 私の所見ですけれども、これから後見人制度はかなり利用する人も増えるだろうと思っております。ただ、それ自体がわからないとか利用の仕方がわからないということがありますので、ぜひともそういうことをもっとPRをしてもらいたいなというふうに思いますけれども、そういうものは含まれないわけですか。

○委員長（平池紘士君） 藤田課長。

○社会福祉課長（藤田正人君） 現在、認知症なり障がい者等ということで、そういう方が増えていることは事実であろうかと思えます。現在、社協において、あすてらすということで金銭管理等々がございます。成年後見に関しましては、権利というところで、間違った契約をしたりというところが無効になるということもございます。社協で行っているあすてらすの金銭管理に関してはそういうことができませんので、そういった方が、もし本当に権利擁護、守らないとならない方がいれば、積極的にあすてらすのほうから制度移行してもらいなり、いろいろPR活動はしていきたいと思っております。

○委員長（平池紘士君） 天谷委員。

○委員（天谷浩明君） まさに今答弁の中にありましたけれども、かなりというか、わからない中では増えていくのだというふうに私は自負しております。それは、いろんな面で波及します。そういうことを踏まえて、この事業を重視してもらえばなと思えます。これも要望にしておきます。

○委員長（平池紘士君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 235ページ中段、渡良瀬の里管理委託費。昨年の報告ですと、食堂利用者、1日当たり85.9ということで確認しているのですけれども、今度指定管理者になりました、とちの木さんでしたか。この導入後の運営状況、どのようにプラス状態になっているか説明願います。

○委員長（平池紘士君） 篠崎藤岡総合支所健康福祉課長。

○藤岡総合支所健康福祉課長（篠崎邦雄君） お答え申し上げます。

昨年の4月から指定管理制度を導入いたしまして、その前の利用者が、平成23年度が2万4,693名、平成24年が2万6,217人、そして平成25年が3万4,033名ということで、800弱の利用者が増えている状況です。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 市から見て、担当課から見てどのような、指定管理者、とちの木さんのほう

でのPRの仕方といいますか、市としての要望なり指導なり、そういう点に関しましても努力されているのでしょうか、また今後いくのでしょうか、お伺いします。

○委員長（平池紘士君） 篠崎課長。

○藤岡総合支所健康福祉課長（篠崎邦雄君） 現在も、指定管理者とは連携を図り、いろいろ問題とかこれからの事業を進める上で、いろいろな自主事業等を指定管理者の方がやっただけにしている結果がこの800弱の利用者が増えているということでもありますし、また今までレストランといいますか、食堂が一時停止になっていたものが、昨年5月の中旬ごろから自主事業として指定管理者が実施しているということで、利用者の方々も利便性とか、そういうものは図られていると。それと、利用者のほうからは、大変、今までがどうだったのかとなってしまうかもしれませんが、迎えていただく、お客さんが入っていくのに、すごく、迎える体制あるいは見送りの体制、これが物すごく気持ちがいいねというふうな、口頭なり文章等でいただいております。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 239ページの敬老事業費の敬老祝金についてお伺いいたします。

高齢化ということで、高齢者が増えているということと、また第1次ベビーブームの方々がそういう年齢に達してきたということで、この辺も昨年度よりは増えているのではないかなと予測されるのですが、年齢別の対象人員、わかりましたらお願いしたいと思います。

○委員長（平池紘士君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 敬老祝金につきましては、85歳が1,038人、90歳が508人、95歳が144人、100歳が25人、101歳以上が53人ということで、総計1,768名です。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） これは、やっぱり昨年度よりは増えているのですか、どうでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 昨年よりは確実に増えております。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） それと、地域によりましては、敬老祝賀会みたいな敬老事業、何か取りやめてしまっているところも見受けられますし、ただ、これは個別事情ですとか自治会ごとの事情等々もあるので、強制的にやりなさいということではないのですが、税金をやっぱりここへ投入しているということで、ただ祝金をやるというのは本来の目的ではないのではないかなというふうに私は考えております。

そこで、例えば対象人員に対しての参加率とかって、わかったら教えていただきたいのですけれども。広過ぎてわからないかな。

○委員長（平池紘士君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 今のは多分、各自治会で行っている敬老会事業補助金のことだと思

うのですが、各自治会などの団体から申請があったことに対して補助を出しておりますので、その対象者数については各自治会の中で把握しているという形です。

○委員長（平池紘土君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 言いたかったのは、やっぱりこれも税金なわけなので、別に来ていない人に上げないとか、そういう言い方ではなくて、やっぱり本来の目的は、そこで一体感の醸成につながることでとか、高齢者同士のお話し合いでやっぱりコミュニケーションがとれるのではないかなと思うのです。だから、あわせて聞きたいのですけれども、やっぱり市側としてもそういう事業に対しての啓発なんかも今後考えていっていただければなということでも要望したいと思います。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、関連ですけれども、この敬老会事業補助金、これは申請する自治会の数というのは、経年というか、平成23年、平成24年、平成25年、どうなってきていますか。

○委員長（平池紘土君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 自治会によって合同で開催している部分もございますが、自治会数で計算しますと、平成23年が293件、平成24年が300、平成25年におきましては361カ所の自治会が申請しております。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 自治会の数については増えているということでもよろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） はい、そのとおりです。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） わかりました。

その補助金の額というのはどれくらいなのでしょう。

○委員長（平池紘土君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 補助金につきましては、敬老会事業費補助金は80歳以上の人数に応じてということで、1人1,000円ということでお渡ししております。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） その総額はどういうふうに変ってきているのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 自治会数も増えておりますので、当然補助額も増えております。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 去年のメモを見ますと、去年の決算のときで236団体で1,681万円というふうになっているのですけれども、平成24年度の決算は、それでよろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 済みません、確認して後でお答えいたします。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 市民から聞こえてくるのは、補助金が安くなって取り組まない自治会も出ているということで、この数字だと逆に増えているということで、何か市民が言っていることと実態が合っていないような気もするのですけれども、そこら辺、ちょっと、もう少し実態を。去年、平成24年度の決算のときの私が聞いたのは、確か236団体で1,681万円となっていたというふうなメモが書いてあるのですけれども、そこら辺、もう一回確認していただきたいと思います。

○委員長（平池紘土君） 答弁できますか。

鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 団体数については、もしかしたら合同で開催している数でお答えしているかもしれないです。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） あと、総額的には、これは決算を見ればすぐわかるのではないのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 済みません、手元に平成24年の決算書がございませんので、後でお答えいたします。

○委員長（平池紘土君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 241ページ中段、高齢者見守り用自動車購入費ということなのですが、これは使用者は行政になるのか、それとも自治会とか、そういう団体になるのか、ちょっと教えてください。

○委員長（平池紘土君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 見守り用自動車ということですが、高齢福祉業務、特に措置業務などの中で使う車でございます。

○委員長（平池紘土君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 業務ということは、パトロールではないということですね。お仕事に使うということですね、行政のほうで。

○委員長（平池紘土君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 市の職員が使っております。

○委員長（平池紘土君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 今のところ、関連質問させてください。

価格が116万9,000円とかと安いのですけれども、軽自動車にしても安過ぎるのですけれども、これって何か中古車とか、そういうのを買ったのですか。

○委員長（平池紘土君） 鈴木課長。

- 高齢福祉課長（鈴木優子君） 日産のバンで、1,500ccの車でございます。
- 委員長（平池紘士君） 福田委員。
- 委員（福田裕司君） それと、日産のバンということなのですからけれども、私も以前、公用車の適正化ということで一般質問させていただいているのですけれども、例えばこれは買ったものとレンタルという検討ってされたのでしょうか。レンタルだったらどうなのかなという比較です。されて購入したのかなという質問です。
- 委員長（平池紘士君） 鈴木課長。
- 高齢福祉課長（鈴木優子君） レンタルとの比較というのはしておりませんが、車についてはほとんど毎日稼働しておりまして、それでも足りなくて、管財で所有している車を借りているような状況です。
- 委員長（平池紘士君） 福田委員。
- 委員（福田裕司君） わかりました。買ってはいけないということではなくて、財源をやっぱり考えながら、そういう提案した記憶がございますので、レンタルにしたらどうなのかなとか、費用対効果も含めて検討して、やっぱり買っていただければありがたいかなというふうに思います。要望です。
- 委員長（平池紘士君） ほかに質疑はございませんか。  
永田委員。
- 委員（永田武志君） 247ページ、上から2段目なのですが、養育支援家庭訪問事業費、説明では、過日の、2名が担当していて、鬱の親が対象だということなのですが、具体的に活動内容、現況、できましたら教えてください。
- 委員長（平池紘士君） 小林こども課長。
- こども課長（小林和彦君） 養育支援家庭訪問事業費なのですが、これは保健師が行っている生後4カ月までの乳児のいる家庭全てを訪問しまして、親子の心身の状況や養育環境を把握して助言を行い、支援が必要な家庭に対して養育支援員がつないで、養育上の問題の解決、提言を図っているような状況であります。実績なのですが、派遣先、これが平成25年、33名で、延べ653件を訪問指導しております。  
以上です。
- 委員長（平池紘士君） 永田委員。
- 委員（永田武志君） この2名というのは、トータル、全員、2名しかいないということですね、栃木市には。これで全市をカバーできるのでしょうか。
- 委員長（平池紘士君） 小林課長。
- こども課長（小林和彦君） そうです。そのとおりです。
- 委員長（平池紘士君） ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） また戻ってしまいますけれども、235ページの健康福祉課一般経常事務費（都賀）ですけれども、一般経常経費で、事務費で機械借上料、AEDのリースというのですか、が出ているのですが、これはどのような状況でこういう、あとほかの部署はないもので、都賀だけこういうものが出ていますから、どういったことなのでしょう。

○委員長（平池紘土君） 稲葉都賀総合支所健康福祉課長。

○都賀総合支所健康福祉課長（稲葉功子君） お答えいたします。

以前は地域まちづくり課が予算を持っていたのですが、生命維持の関係上、健康福祉課のほうに所管が移管されまして、現在都賀地域では19台を維持管理しております。平成24年のときには3台をリースから買い替えにいたしまして、平成25年は3台を買い替えて、今、あと残り13台を今年度の予算で買い替えに移行していております。

以上です。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それは、リースではなくて、だんだん購入するという方向でいっているということですね。

それで、263ページに除細動器整備事業費ということで出ているのですが、これは保健衛生総務費ですよ。こっちは、片やこれは社会福祉総務費ということでなっていますけれども、どこがメンテナンスなりやるのかというのがちょっと不明確なのではないかなと、使いたいときに使えなかったという非常に大きな問題になりますけれども、ここははっきりしたほうがいように感じますけれども、どういうふうに思っていますでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 奈良部保健福祉部長。

○保健福祉部長（奈良部俊次君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

どうしても、所管といいますか、本庁ですと健康増進課、総合支所の健康福祉課というような形で分かれております。予算もそうですし、組織の指揮系統も今そういう体制がとられております。そんな関係で、予算も以前のまま、その組んでいたところで計上しているような状況がございます。委員さんのご指摘のとおり、できれば予算も一本化されて、管理も一本化されるのが望ましいかと思っております。そのような観点も踏まえて、今後、組織機構、事務分掌等の見直しも検討されてまいりますので、できるだけ早くそのような組織、事務分掌の統合を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、やっぱり同じページで、235ページが一番下の福祉タクシー料金助成費ですけれども、これはかなりふれあいバスとかデマンドタクシーが充実したということで減っておりますけれども、市民の方からの要望とか、どのようなことが寄せられているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 藤田課長。

○社会福祉課長（藤田正人君） お答え申し上げます。

こちらの件に関しましては、昨年来、枚数を増やしてほしいというのが主な要望等ございました。

以上であります。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 4分の1に減ったということで、かなり市民の方からも私も言われますけれども、何とかしてくれということで、やっぱり福祉タクシーという、このメリット、デメリットもあるのだろうけれども、メリットというのはかなりあると思うのです。そこら辺はどう考えているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 藤田課長。

○社会福祉課長（藤田正人君） お答え申し上げます。

栃木市の公共交通に関しましては、デマンドタクシー、またふれあいバス等で充実が図られている状況ではありますが、やはり土日の運行、また市外への運行ができない等々ございまして、その補完的役割ということで福祉タクシーが存続しているという状況にあらうかと思えます。そういった面では、メリットというか、プラスの作用を働かせているのかなとは思います。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 極端に、障がい者の方とか人工透析をやっている方々は、本当に命をつなぐためには病院に行かなくてはならないということで、そういった本当に必要とされるところには手厚くやるべきだと考えていますけれども、今後の方向はどのように考えていますか。

○委員長（平池紘士君） 藤田課長。

○社会福祉課長（藤田正人君） この常任委員会の後に研究会でご説明させて、見直し案を今原課としても考えておりますので、お示しさせていただきたいと思えます。

○委員長（平池紘士君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 247ページ、下から5段目なのですが、保育園給食調理業務委託費、これは8園という説明をいただいたのですが、残りの園は自園で調理されているのかお伺いたします。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 今8園というお話ですが、10園です。栃木が2園、大平が4園、藤岡が4園ということです。そのほかの園については、直営ということでさせていただいております。

○委員長（平池紘士君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 将来も直営は直営でずっとよろしいのかなという、市としての考えなのか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 市といたしましては、実際、調理業務員さんになるわけですが、新規採用というのはされていない状況にありますので、将来的には委託化という方向に進むというふうには考えてございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 関連で、ここも聞こうかなと思っていたのですが。

いや、今度、午前中、運営費とか基準とかの条例が審議されましたけれども、基本的には自園調理だということで、これは民間委託ということだけれども、自園調理ではないのではないかなと、どうなのですか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 民間委託ということで、調理自体は保育園の場所でやるということで、場所的には自園調理ということになるかと思いますが、あと内容等についても、保育課のほうで考えたメニューですか、献立、そういったものに基づいて調理のほうをしていただいていますので、自園調理ということではないかなということで考えてございます。

○委員長（平池紘士君） 3款の途中でございますが、ここで1時間経過しましたので、ここで暫時休憩したいと思います。

（午後 2時10分）

---

○委員長（平池紘士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時25分）

---

○委員長（平池紘士君） 先ほど増山副委員長、そして白石委員の質疑に対して答弁が留保されましたので、ここで橘交通防犯課長、そして鈴木高齢福祉課長からの発言の申し出がございましたので、よろしくお願いします。あと、訂正ですね。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） 済みません、訂正をお願いできますか。決算書の213ページ、2款に戻ってしまうのですが、下から4つ目の事業、防犯灯LED化事業費の件でございます。

白石委員のほうから前年度どのように施工したかということで、私のほうで、済みません、11工区と申し上げてしまったのですが、実際は7工区です。訂正させていただきます。内訳ですが、旧栃木市を4工区、そしてLED化が既に進んでいた西方を除く大平、藤岡、都賀の3つを足しまして7工区でございます。おわびして、訂正をお願いしたいと思います。貴重な時間、済みませんでした。

○委員長（平池紘士君） 鈴木課長、お願いします。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 239ページの敬老事業費の件ですが、それにつきましては、自治会数につきましては、平成24年が300自治会です。今年が361ということで、61カ所増えております。

決算額につきましては、昨年が1,142万9,000円、今年が1,174万6,000円ということで、31万7,000円増えております。先ほども、自治会数が237、昨年が237ということにつきましては、例えば国府自治会ですと1カ所、あるいはその地区によって、ちょっと、1カ所あるいは何カ所かの自治会がまとまって開催しておりますので、その数を報告、昨年してしまったところで、237でしたが。以上です。

あと、配食の業者につきましては、今ちょっと計算をしておりますので、後ほどお答えいたします。

○委員長（平池紘士君） ありがとうございます。

それでは、休憩前に引き続き、3款民生費中の質疑を続けます。

小久保委員。

○委員（小久保かおる君） 247ページの一番最後なのですけれども、病後児・体調不良児保育事業費に関してなののですけれども、何人ぐらい受け入れたのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 昨年度は、年間で48人の受け入れをしております。

○委員長（平池紘士君） 小久保委員。

○委員（小久保かおる君） 1人に対して何日ぐらい受け入れられるのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 1人についてたしか5日だったと思いますが、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○委員長（平池紘士君） では、後ほどお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 241ページの中段からちょっと下、低所得者介護保険サービス助成事業費、もう一度この事業内容を教えていただきたいと思います。

○委員長（平池紘士君） 田谷介護保険課長。

○介護保険課長（田谷晴男君） 住民税非課税世帯の方が、社会福祉法人の実施する訪問介護とか通所介護、あるいは短期入所、特養入所のサービスを受けたときに自己負担の4分の1が軽減されます。その軽減した分について、社会福祉法人が半分、それと市が半分負担するというので、ここに書いてあるのは市が社会福祉法人に交付しました助成分であります。具体的には、3つの社会福祉法人に対しまして助成をしております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 軽減額というのは4分の1でよろしいですか。

○委員長（平池紘士君） 田谷課長。

- 介護保険課長（田谷晴男君） 介護保険は1割負担するわけなのですから、その1割負担分の4分の1、要するに25%分を軽減するということをございます。
- 委員長（平池紘士君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） そうしますと、社会福祉法人与市がその半分ずつということですから、8分の1ずつを負担し合うということによろしいのでしょうか。
- 委員長（平池紘士君） 田谷課長。
- 介護保険課長（田谷晴男君） 軽減をした25%分のうちの、さらにそこから1%は社会福祉法人が負担するわけなのです。ですから、12%ですか、社会福祉法人が12%、市が12%分負担するということをございます。
- 委員長（平池紘士君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） 3つの社会福祉法人が受けたということですが、この制度は、社会福祉法人がやるというか、導入するというか、そうしないと受けられないというか、軽減が受けられないということなののでしょうか。
- 委員長（平池紘士君） 田谷課長。
- 介護保険課長（田谷晴男君） 社会福祉法人は税制面で優遇措置とかがあるということで、介護保険事業においても一部負担をさらに軽減してほしいということでこういう制度がありまして、この制度を実施する場合には、市のほうに申し出をしていただきまして、市と県のほうですか、そういうことで制度化しております。
- 委員長（平池紘士君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） では、栃木市の場合は3事業所がそういう届け出をして実施しているということですが、低所得者、ほかの施設を使った場合は1割負担になってしまうでしょう。こういった制度をもっと社会福祉法人にやってもらう、そういう方向を打ち出すべきかなと思うのですが、それはどのように考えていますでしょうか。
- 委員長（平池紘士君） 田谷課長。
- 介護保険課長（田谷晴男君） 平成25年度においては、社会福祉法人のほうから補助金の申請ですか、それがあったのが3法人、4事業所ということですが、実際に市のほうに申し出をしております社会福祉法人は14法人ございます。事業所にしまして、36事業所が実施しております。たまたま申請がなかったということをございます。
- 委員長（平池紘士君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） 社会福祉法人としては、そういった制度を導入して低所得者に軽減するという方向はやっている、ということをご理解させていただいてよろしいのでしょうか。
- 委員長（平池紘士君） 田谷課長。
- 介護保険課長（田谷晴男君） はい、そのようにご理解いただきたいと思います。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はございませんか。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 243ページで老人福祉センター施設共通管理費ということで、これは泉寿園の空調機改修工事費というのと、あと一番下段で、藤岡のやっぱり空調設備、同じようなのがこれはあるのです。ここは3台と聞いているのですけれども、経年劣化というのですけれども、こういう点検ですか、点検とか年次点検とか、そういったロジックというのはないのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 答弁を求めます。

鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 老人福祉センターの泉寿園と福寿園につきましては、膨張タンクの交換ということで、浴槽のボイラーが故障したために改修工事を行ったものです。また、泉寿園においては、2月の雪の災害ということで、ガラスが割れてしまったために改修工事を行ったものです。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） そうしますと、説明では何か経年劣化というご説明を受けた記憶があるのですけれども、今のお話を聞きますと、何か突発的な故障のような印象を受けるのです。年次点検とかと私が言ったのは、経年劣化、使用頻度とか年数、耐久年数というのですか、買ったときにある程度わかると思うのです。だから、そういうのも管理しつつ、特に老人福祉センターなんていうのは、壊れてから修理するのではなくて、寿命が来る寸前でやっぱり先に修理をかけるとか、そういうやり方をしていないといけないのではないかなと私は考えるのですけれども、その辺どうなのでしょう。

○委員長（平池紘士君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 失礼いたしました。

先ほどお答えしましたのは、委員がおっしゃるように、突発的に来たものに対する維持補修費でして、説明のときには工事ということで、泉寿園の空調機が経年劣化で、1階の事務室等の空調機を改修したということで説明したところです。泉寿園におきましては、平成3年に開設されまして20年以上過ぎておりまして、空調機のほうが、平成23年よりグループ分けをして、随時改修工事を行っているところです。なかなか、ちょっと、一度に改修したいところですが、それが難しいために、使用頻度の高いところから、今現在3年目に、平成25年が3年目で、今年もまた2階を改修工事を行っているところです。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 安心しました。ぜひ、そういうデータをもとに修理のほうを進めていっていただきたいなというふうに要望いたします。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑ございませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 247ページの、いつも質問しているのですけれども、赤ちゃん誕生祝金事業費、これはかなり、昨年度が678万円で、今年は659万円ということで、これは誕生する、第3子、第2子以降の誕生の人数が減っているからかと思うのですけれども、合併前の大平や藤岡ではかなり金額も多かったと。今、人口減少の中で、こういった施策を引き下げるのではなくて、引き上げる方向というのではないのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 小林課長。

○こども課長（小林和彦君） お答えいたします。

赤ちゃん誕生祝金なのですが、やはり単発の助成ということで、それがなかなか効果、実際に今回も前年度からすれば19万円の減ということでありまして、効果的な形であれば、継続性のあるきめ細かな助成の体系をつくっていただくほうが効果的かなとは考えております。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、子育て支援として、こういった単発的な給付ではなくて総合的な子育て支援に向けていくということで、では実際、子育て支援というのはどの程度、平成25年度はその予算を使っているのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 茅原保健福祉部副部長。

○保健福祉部副部長（茅原 剛君） お答えを申し上げたいと思います。

全体で幾らというのは多分統計をとっていないとは思いますが、子育て支援が今話題になります人口維持、増の対策としては非常に重要なものだということは十分認識しておりまして、誕生祝金についても一つの話、市内で今本部会議を行いまして、どんな施策があるかと洗い出しをしている中にもこういった事業が入っています。というのも、効果とか、費用対効果、そういったものを今後検証しながらさらに事業を精査していくというふうな流れでもう一回検討していきたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 合併で一気に減った地域もあるわけです。やっぱり、この給付を維持しながらそういった総合的な子育て事業に切りかえていくと、そういうことで、そういう施策が整った上で誕生祝金は減らしますよというのならいいけれども、合併でぽんと減らすというのはいかがなものかなと。どうでしょう、この件について。

○委員長（平池紘土君） 茅原副部長。

○保健福祉部副部長（茅原 剛君） そういった意見があることは十分に承知はしていますが、合併という過程を踏まえてこのような事業になってきたということも事実でありますので、今後どうするかということについても引き続き検討していくということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 保育所費ですけれども、これも毎回聞いていますけれども、257ページ、保育所共通管理運営費（栃木）、分かれているのかな、共通管理費は、大平、藤岡。それで、臨時、嘱託保育士の実態ですけれども、これはどのように変わっていますでしょうか、平成24年度と比べて。

○委員長（平池紘士君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 平成24年度に比較してということですが、特に大きくは変わっていないというふうに考えてございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 大きく変わっていない。正規保育士を増やして臨時を減らす方向、なるべくそうしたいという市長の思いもありますし、そういった方向でこの平成25年度はやってきたのかどうか伺いたいと思います。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 正規保育士といますか、正職員、多くなればいいということはあるのですけれども、なかなか現状としてそうならないというところでは、臨時職員、嘱託保育士に頼っているといえますか、が多いという状況に引き続きなっているという状況でございませう。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） やっぱり、先ほど子育て支援、これも重要な、保育所というところ、重要な位置づけになってくると思うので、そういった点では、質の向上なり、保育士が本当に生きがいを持ってやれるような職場というのですか、それは必要だと思いますけれども、そういった点で正規職員も増やしていく方向を出すべきだと思いますけれども、どうでしょう。

○委員長（平池紘士君） 茅原副部長。

○保健福祉部副部長（茅原 剛君） 今まで正規職員の考え方についても何回か答弁をしていると思いますが、基本的にはそういった職員を増やしていくということは必要なというふうに思っていますが、予算との関係の中で、やはりどこで折り合いをつけるかということが現実問題としてあるかと思えます。あとは、臨時職員とはいえども、保育士という資格をしっかりとった職員を採用していますので、保育の質ということに関しては維持できるかなというふうに思っています。それと、今保育所整備計画をつくっている中において幾つかの保育園の統合ということを行っています。当然、そこで職員の、いろいろ、正職員の関係で、正職員が異動できるというふうな状況も出てきますので、そういう中でさらに職員の資質について考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、最後というか。

生活保護費です。261ページ、扶助費ですけれども、生活扶助費が削減されました、平成25年度。この影響はどの程度あるのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 横尾課長。

○生活福祉課長（横尾英雄君） 委員ご指摘のとおり、昨年8月に基準改定がございまして、昨年の8月、今年の4月、来年の4月ということで、3段階に分けて生活保護費のほうは下がっていくということになっております。昨年の9月議会でも議員に対してご答弁差し上げましたけれども、7月と8月の1世帯当たりの保護費を比較しますと、1世帯当たり500円程度のダウンというようなことで、500円程度でも低所得者に対しては大変かなと思いますが、それほど最低生活費を圧迫するような引き下げではなかったというふうに考えてございまして、今年4月には消費税3%上がりましたが、生活保護費のほうは2.9%ほどそれに対して上げておりますので、最低生活のほうはできるのかなというふうに考えてございます。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 生活保護世帯というのはどのようなふうに変化していますか、経年的に教えていただきたいと思っております。

○委員長（平池紘土君） 横尾課長。

○生活福祉課長（横尾英雄君） 平成24年の4月が962世帯で、年度末ですと998世帯ということで、年間36世帯ほど増えてございます。また、岩舟町と今年合併しましたけれども、それによりましてさらに80世帯ほど増えているような現状でございます。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今、平成24年と言ったのですけれども、平成25年度。

〔「25年度当初」と呼ぶ者あり〕

○委員（白石幹男君） はい。では、平成24年度はどうなのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 横尾課長。

○生活福祉課長（横尾英雄君） 平成24年度の数値、ちょっとお待ちください。ちょっと今手元に資料がございませんので、後ほどお答えします。

○委員長（平池紘土君） よろしく申し上げます。

鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 先ほどご質問がございました配食サービスの業者ごとの数ですが、配食の食数でお答えいたします。

合計が5万2,399食でしたが、そのうち金時が8,959食、ききょうが1万9,698食、ワタミが1万1,704食、このひらが6,848食、新味紀行が562食、西方のスイートホームが2,212食、西方社協が2,336食ということで、合計5万2,399食です。

○委員長（平池紘土君） 横尾課長。

○生活福祉課長（横尾英雄君） 申しわけございません。数字がございました。

平成24年度の当初が923世帯で、年度末が平成25年度の当初と同じ962世帯というような形になります。

○委員長（平池紘土君） では、白石委員、どうぞ。

○委員（白石幹男君） じわじわ増えているということで、かなり市民生活が厳しくなっているということで理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 横尾課長。

○生活福祉課長（横尾英雄君） やはり高齢者の増加によりまして、無年金あるいは低額な年金の方が増えているという状況がございますので、また日本経済の低迷でこのごろ特に顕著な事例は、若者の生活保護の、若い年齢の生活保護の受給者も増えているというようなことですので、減る要素は今のところ見当たらないというふうに考えております。

○委員長（平池紘土君） では、中野課長、よろしく申し上げます。

○保育課長（中野達博君） 済みません、先ほどご質問いただきました病後児保育の日数ということでございますが、制度上は1週間ということになります。済みません、私、5日と申し上げましたが、1週間でございます。実際には1日という方がほとんどで、長い方で3日ぐらいということでございます。

○委員長（平池紘土君） よろしいですか。ありがとうございます。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ないようですので、3款の質疑を終了いたします。

次に、4款衛生費中所管関係部分の質疑に入ります。262ページから277ページであります。

福田委員。

○委員（福田裕司君） ページ数、265ページの上から4行目、健康教育、相談事業費ということで226万何がしということで支出しておるわけですけれども、この教育の事業内容って、どんな教育をされているのか教えていただけますか。

○委員長（平池紘土君） 大木健康増進課長。

○健康増進課長（大木富江君） 生活習慣病によるさまざまな疾病が増えておりますので、健康あっぷ講座ということで栄養指導や運動指導などを行っている教室や、メタボリックシンドロームが大変、非常に増えておりますもので、メタボリックの予防の講座等を行っております。

○委員長（平池紘土君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） ちなみに、メタボを含めた講習会はどれぐらいの回数やられていますでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 大木課長。

○健康増進課長（大木富江君） 健康増進事業はまだ事業を一本化しておりませんで、本庁の健康増進課と各総合支所でさまざまな健康教室をやっておりまして、その全てを合計している数字は把握しておりませんが、健康増進課のほうで行っている幾つかの教室を例としてご紹介いたします。

先ほど申し上げました健康あっぷ講座ということでは、運動編と栄養編を合わせまして7回、参加者は155名です。それと、大平総合支所で行っております女性のための健康づくりということで、ヨガ、ピラティス教室等につきましては参加者が60人、それと藤岡地域で行っております脱メタボ！健康教室につきましては23回実施しておりまして、参加人数が、運動だけですと440名、あと血糖まる分かり教室というものですと83名ほど参加しております。申しわけありません、全部合計しておりませんが。

以上です。

○委員長（平池紘土君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） いわゆる、この辺の教育はひっくるめて、年齢による平均寿命というよりは健康寿命の増進という、これから本当に取り組んでいかなければいけない事項だと思っております。この辺の教育を含めて、成果についての所見をお願いしたいと思います。

○委員長（平池紘土君） 大木課長。

○健康増進課長（大木富江君） 教室に参加していただいた方については、大変参加してよかった、そして実際に継続して参加する中で自分の体調が大変よくなったという声は伺っております。ただ、本当にその教室に来ていただきたい人が全部来ているかといいますと、なかなかそういった教室に参加する方は限られておりますので、多くの方に参加していただく必要があると考えております。

○委員長（平池紘土君） 増山副委員長。

○副委員長（増山敬之君） 271ページの下から4項目めの公害対策費（栃木）（大平）（藤岡）とありまして、大平は油の吸着材の購入ですとか、藤岡は消耗品の購入だということなのですが、栃木の自動車騒音常時監視業務等委託料、これの内容を説明していただければと思います。

○委員長（平池紘土君） 金子環境課長。

○環境課長（金子一彦君） 自動車騒音の常時監視面的評価業務なのですが、これはもともと県が自動車騒音対策を計画的、また総合的に行うために、地域の騒音暴露状況を経年的に統計を立てて監視することが必要であるとしまして、平成10年の騒音規制法の改正時において、県知事なのですが、自動車騒音の状況を常時監視しなければならないとされておりました。それで、平成11年に成立されました地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律から、その事務が県から市へ権限移譲され、市の区域に係る自動車騒音の状況について市が行うこととなりました。

原則、方法なのですけれども、5カ年のローテーションで評価をしております。対象となるのが、片側2車線以上の車線の道路で住居のある箇所でございます。評価区間の道路端から50メートルにある範囲を対象として面的評価を行っております。

以上です。

- 委員長（平池紘士君） 増山副委員長。
- 副委員長（増山敬之君） 委託先を教えてください。
- 委員長（平池紘士君） 金子環境課長。
- 環境課長（金子一彦君） 失礼いたしました。

業者名ですが、平成理研という会社でございます。

- 委員長（平池紘士君） 増山副委員長。
- 副委員長（増山敬之君） これはどこの会社になるのでしょうか。
- 委員長（平池紘士君） 金子環境課長。
- 環境課長（金子一彦君） 宇都宮市の業者になります。
- 委員長（平池紘士君） 増山副委員長。
- 副委員長（増山敬之君） 場所が、先ほどどういったところでやっているというのがあったのですが、もう少し、ちょっと詳細に教えていただければと思います。
- 委員長（平池紘士君） 金子課長、具体的な場所ということで、もう一度お願いします。

金子課長。

- 環境課長（金子一彦君） 済みません。後ほどその点についてお答えしたいと思います。
- 委員長（平池紘士君） ほかに質疑はございませんか。

永田委員。

- 委員（永田武志君） 265ページ、中段よりちょっと下なのですが、緊急地域雇用創出、がん検診等受診率向上のための臨時職員、これは大平1名という報告なのですが、効果はどのようにあらわれたのかお伺いいたします。
- 委員長（平池紘士君） 野崎大平総合支所健康福祉課長。
- 大平総合支所健康福祉課長（野崎由美子君） 各種がん検診等の受診率向上のための緊急雇用創出事業補助金を活用しまして臨時職員を雇い、そちらの検診関係事務、また各種がん検診の申し込み、また結果通知等の一連の事務をやってもらったところでございます。

効果といいまして、目に見えたものとなりますと、非常に、数字で取り扱っていないもので、これといった細かい説明がちょっとできないのですが、それぞれ通知をいただいたときなど、また広報などをいただいたときに、それぞれのがんに対しての意識というのが前よりは少しは上がったのではないかと考えております。

以上です。

- 委員長（平池紘士君） 永田委員。
- 委員（永田武志君） これは、推進員としてではなくて事務としてなのですね。余り、常にデスクワークでぼうっとしていてもリフレッシュできないでしょうから、たまには出向いて、受診率向上

のためにも、1人でも2人でも、今年は大平でがんが発見されて、早期治療に専念しているといった、そういったいい報告を来年いただけるように期待しております。よろしくどうぞ。

以上です。要望。

○委員長（平池紘土君） ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 267ページの予防接種事業費ということで、平成25年度は風疹騒ぎで緊急対策ということで実施しましたけれども、この実施状況はどのようになっていますか。

○委員長（平池紘土君） 大木課長。

○健康増進課長（大木富江君） 風疹緊急対策事業につきましては、昨年4月26日から大人の風疹の抗体検査と予防接種の助成を開始いたしました。平成25年度、風疹抗体検査を受けた方は461名、予防接種を受けた方は732名となっております。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） この緊急対策ですけれども、これはこの事業を平成26年度に継続してやっているということではないのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 大木課長。

○健康増進課長（大木富江君） 継続して実施しております。

○委員長（平池紘土君） ほかに。

永田委員。

○委員（永田武志君） 269ページ中段なのですが、マイバッグ持参運動事業費、昨年たしかマイバッグを作製して配布したという記憶があるのですが、今年度はどのような活動をされたのか、ご報告いただけますか。

○委員長（平池紘土君） 金子環境課長。

○環境課長（金子一彦君） マイバッグ持参運動なのですが、レジ袋削減推進協議会というのがございます。各事業所の店舗の入り口でマイバッグの配布を実施いたしました。事業所ですが、イオン、ヤオハン、ヨークベニマル、とりせんなど、全部で11店舗で実施をいたしました。また、レジ袋の無料配布中止を始めましたイオン、コープ、ベイシアでは、無料配布中止前後に2回から6回程度のキャンペーンを実施いたしまして、マイバッグ持参の啓発をいたしました。

以上です。

○委員長（平池紘土君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 11カ所の店舗で活動されたということ、マイバッグ配布の件数、個数、わかりましたら教えてください。

○委員長（平池紘土君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） 数字がちょっと今手元にないものですから、後ほど、済みません。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 275ページ、塵芥処理費。各地域ごとに今収集の委託をしているということですが、この業者の選定というか、これは各地域ごとにやっているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） 地区割りで地域で行っております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 特殊な業種ですので、栃木、この委託料の削減というか、そういった方向では委託を考えていると思うのですが、どのように考えていますか。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） 今年度、来年度と2カ年で一般廃棄物（ごみ）処理基本計画というのを、今年度から、これからなのですが、検討していくところなのです。その中で、委託、随契でいくのか、入札かとか、そのあたりも含めまして検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 同じページになります。275ページ、バイオ式の生ごみ処理機管理費ということで、説明の中では、これは栃木市の第三、第四、第五小と千塚小の4校で実施しているというご説明がございました。効果についてお伺いしたいと思います。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） 今現在、先ほどお話がありましたように、4校で1年を通して給食の調理残を処理いたしております。平成25年度、栃木市に報告のありました肥料の量なのですが、1,151キロございました。その10倍に当たります11トン510キロの生ごみをこのバイオ式生ごみ処理機で処理をいたしております。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） これは4校で21万9,000円強ということで、単純計算ですが、これは1校当たりで5万4,000円程度の費用なのです。これはまだ、増設するというか、増やすような計画ってあるのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） この事業、自分で言うのもなんなのですが、よい事業だと思っておりますので、増やす方向で考えていきたいと思っております。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） いい回答を引き出せた質問ができたかなというふうに思っております。ぜひご検討いただければというふうに思います。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はございませんか。

永田委員。

○委員（永田武志君） 273ページ、下から2段目、不法投棄監視業務費、大平のほうでもパトロールの方々には連日ご苦勞をかけているのですけれども、全市における監視カメラ設置総数、わかりましたらお聞きしたいと思うのですが。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） 大平で不法投棄の監視カメラ、4カ所設置いたしております。

○委員長（平池紘士君） 金子環境課長。

○環境課長（金子一彦君） 先ほどの自動車の監視の関係なのですけれども、8路線ございまして、具体的な場所なのですけれども、主な場所ですが、国道の50号線、国道293、宇都宮栃木線、小山壬生線、栃木小山線、藤岡乙女線、南小林栃木線、間々田線、路線名しかちょっと把握していませんのですが、申しわけございません。

それと、マイバッグなのですが、1カ所100個、11カ所で1,100個配布いたしました。

○委員長（平池紘士君） 増山副委員長。

○副委員長（増山敬之君） では、先ほどの公害対策費の件なのですが、こちらの成果というか、効果というか、教えていただければと思います。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） 効果なのですが、まず自動車、当然なのですけれども、やはり自動車騒音の抑制ということで、特に路線に隣接しています住民の方など、恩恵をこうむっている方とは思っております。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はございませんか。

永田委員。

○委員（永田武志君） マイバッグ、1,100と聞こえたのですが、よろしいのですか。これは、オール栃木で、トータルで1,100だったの。

○委員長（平池紘士君） 金子課長。

○環境課長（金子一彦君） オール栃木でございます。

○委員長（平池紘士君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 一昨年ですか、昨年でしたか、に大平の何名かの女性の方が、締め切りがこれはあるのですってね、申請で。締め切りを1日過ぎて、二、三名がぜひともということで、もっとたくさんつくって、締め切りになっても多少補充できるような形をとってくださいと、そういった要望もありましたので、1,100では足りないと思います、ただやっているぞというだけだということです。予算の関係もあると思いますが、前向きに検討いただきたいと思います。要望です。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、4款の質疑を終了します。

続きまして、10款教育費中所管関係部分の質疑に入ります。352ページから375ページであります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、以上で歳出各款ごとの質疑を終了します。

続いて、歳入の所管関係部分を一括した質疑に入ります。86ページから181ページであります。白石委員。

○委員（白石幹男君） 89ページですけれども、児童福祉費負担金で不納欠損が113万円ですか、収入未済額が1,275万円、これは、中身ですけれども、どういうふうになっていますか。

○委員長（平池紘士君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） ご質問いただきました、まず不納欠損でございますが、時効が5年間ということで、5年経過したものであるということで、公立保育園の関係では12件、76万4,598円、民間保育園の関係が3件で36万6,400円となっております。

それから、収入未済額ですが、これは公立については延べ84人で672万1,850円、民間については68人で524万1,580円という内訳になってございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは滞納している部分だと思いますけれども、こういった方々の滞納の理由とか、そういった相談とか、そういうのは十分やっているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 中野課長。

○保育課長（中野達博君） 滞納者に対しまして、当然督促その他はやっておりまして、そのほか、相談に来てくださいということでやっているわけですけれども、転居されてしまったりとか、そういう形で、なかなか呼んでも来てもらえないとか、そういったこともあるのが事実です。ただ、なるべく不納というか、収入未済にならないようにということで、収税課等とも共同しながら収入の確保には努めているところでございます。

○委員長（平池紘士君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 私は、この民生常任委員会の所管部分について反対の立場で討論をいたします。

民生といいますと、本当に市民に直結したところで、市民生活を守っていく重要な部門でありま

す。審査の中でも明らかになりましたように、合併によってかなりサービスが下がっている、そういう状況も出てきていることがわかりました。そして、そういう下がったことに対して、何とかもとに戻せというような市民の声も出ていますと、状況であることもわかりました。

あと、保育園の臨時職員もなかなか正規職員に置きかえていくという方向が出されていないと。やっぱり、きっちり保育の質の向上を図っていく上では、保育士の処遇の改善、正規職員を増やしていく、こういうことが必要ではないかと思います。

そういった中で、生活保護費も保護世帯も増えているという状況も明らかになりました。市民生活が本当に厳しくなっているという状況の中で、やっぱり十分な手当てがなされていなかったということを指摘しまして、反対討論といたします。

○委員長（平池紘士君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから認定第1号の所管関係部分を採決いたします。

本決算は認定すべきものとすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

〔	賛 成	増山敬之 茂呂健市 小久保かおる 氏家 晃 天谷浩明
		永田武志 福田裕司
	反 対	白石幹男

○委員長（平池紘士君） 起立多数であります。

したがって、認定第1号の所管関係部分は認定すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（平池紘士君） ここで暫時休憩いたします。

（午後 3時20分）

---

○委員長（平池紘士君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

（午後 3時30分）

---

○委員長（平池紘士君） お諮りいたします。

日程第11から日程第24までの各会計の審査につきましては、歳入、歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

---

◎認定第2号の質疑、討論、採決

○委員長（平池紘土君） それでは、日程第11、認定第2号 平成25年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより審査に入ります。

ただいまから歳入、歳出等を一括した質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） では、歳入の407ページですけれども、国民健康保険税収入未済額が17億円ですか、不納欠損も1億9,400万円、かなりの額が出ていますけれども、この理由、これはどのように考えていますか。

○委員長（平池紘土君） 村上保険医療課長。

○保険医療課長（村上賢司君） 国民健康保険に加入されている方につきましては、その多くの方が低所得者と、会社等を退職した後に年金等を受給している方がおいでになるという状況の中、生活のほう、大変きつい状況がございます。その中で、どうしても生活費のほうに充ててしまい、保険料のほうに充てられないという方が多くいるのではないかと考えております。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 生活がいっぱいいっばいで、国保税まで納めるだけの状況ではないと、そういう人がいっぱい加入しているということで理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） 基本的には、所得の低い方が多くおいでになりますので、そういう状況だと考えております。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 滞納しますと、その制裁ということもないですけれども、資格証を出したり、短期証にしたりやっていますけれども、その実態はどのようになっていますでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） 資格者証の発行件数でございますが、平成25年度につきましては1,053件ほど出しております。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 平成24年度と比べてどうでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） 平成24年度が1,021件でございますので、約30件ほど増加しております。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） こういった方々が増えていると、30件ほど増えているということで、ますます、それは生活、収入なりが厳しくなっているということで理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） 所得自体が低い方が多いですので、そもそもが生活がきついのではないかと考えております。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 保険税がかなり高くて払えないというような状況が出ていますけれども、特に低所得者に対しては対策をとらないといけないと思いますけれども、どのように考えていますか。

○委員長（平池紘土君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） 保険税につきましては、来年度税のほうを見直すということで、現在国保運営協議会のほうへ諮問をしているところでございますが、その国保運営協議会の中におきまして、保険税を負担するということが大変な低所得者の方が多いということで、市からの繰り入れ等も含めた形の中で保険税の税率等について今検討をさせていただいているところでございます。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 一般会計からの繰り入れというのは私もずっと主張してきたところですが、まだこの時点では数値的にどうのこうのというのは言う段階ではないでしょうか。それでいいのですか。

○委員長（平池紘土君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） 大変申しわけないのですが、今運営協議会のほうで審議しているところでありまして、まだ数字等も固まっている状況ではございませんので、まだちょっと今の段階ではお話しできないという状況でございます。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 428ページですけれども、基金繰り入れということで、国保財政調整基金繰り入れが3億2,707万9,000円ということで、今現在保険財政調整基金というのはどのくらい、ここには書いてあるのだな。今、平成25年度末ではどの程度になっているのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） 国保財政調整基金につきましては、平成25年度末ですと、栃木市で約700万円、旧岩舟町、合併しましたので、その分が約2,000万円ということで、合計で約2,700万円ということで先ほどご回答をさせていただいたところでございます。

○委員長（平池紘土君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 国保特別会計については反対の立場でいつもやっておりますけれども、引き続き国保に対しては反対をしていきたいと思えます。

特に先ほども質疑の中でも、滞納が増えてきて、資格者証の世帯も増えていると、本当に低所得者が入っている国民健康保険ですから、なるべく払えるような国保税にすべきだと思います。そういった点で、高くて払い切れないという市民の声に応えるべきだと思います。

そして、資格者証については、これは一旦、100%、医療費を医者に払わなくてはならないという事で、受診抑制というか、受診おくれになって生命を絶たれるというようなことも全国で起きています。資格者証の発行についてはやめるべきだということで、この国保会計については反対したいと思います。

○委員長（平池紘土君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから認定第2号を採決いたします。

本決算は認定すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

賛 成	増山敬之	茂呂健市	小久保かおる	氏家 晃	天谷浩明
	永田武志	福田裕司			
反 対	白石幹男				

○委員長（平池紘土君） 起立多数であります。

したがって、認定第2号は認定すべきものと決定いたしました。

---

### ◎認定第3号の質疑、討論、採決

○委員長（平池紘土君） 次に、日程第12、認定第3号 平成25年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより審査に入ります。

ただいまから歳入、歳出等を一括した質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 476ページ、これは後期高齢者医療保険料ですけれども、特に後期高齢者の普通徴収の分ですけれども、収入未済額が出ておりますけれども、この普通徴収の滞納の状況はどのようなになっていますでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） 普通徴収のほうの滞納の状況でございますが、現年度分につきましては

ては72人の方が滞納しております。滞納繰り越し分につきましては、110人の方が滞納しているという状況になっております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これについては、国保のように資格者証とか、そういうあれはないわけですよ。

○委員長（平池紘士君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） 後期高齢につきましては、資格者証の発行はしておりません。そのかわりに、短期証のほうを発行しているということでございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 特に普通徴収ですと、年間18万円でしたっけ、年金が、それ以下の人が普通徴収となるわけで、かなりやっぱり大変な状況に普通徴収の人はあると思うのですけれども、こういった方々に対しての何か軽減措置とか、そういうのは市独自のはあるのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 村上課長。

○保険医療課長（村上賢司君） 市独自としては保険料のほうの軽減というものは無いと思うのですが、所得の低い方につきましては最大で9割の軽減ということになっておりますので、結構な軽減がされている状況だと考えております。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） この後期高齢者医療制度、これは毎回反対していますけれども、やはり年齢によって高齢者を区切ってやるという医療制度というのは世界を見てもありません。そういったところで、制度的に問題があると、これは自治体としては対応せざるを得ませんけれども、国の政策を批判する意味で、この後期高齢者医療制度、特別会計については反対したいと思います。

○委員長（平池紘士君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから認定第3号を採決いたします。

本決算は認定すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

〔 賛 成      増山敬之 茂呂健市 小久保かおる 氏家 晃 天谷浩明  
                 永田武志 福田裕司 〕

〔 反 対 白石幹男 〕

○委員長（平池紘士君） 起立多数であります。

したがいまして、認定第3号は認定すべきものと決定いたしました。

---

◎認定第4号の質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第13、認定第4号 平成25年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより審査に入ります。

ただいまから歳入、歳出等を一括した質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 546ページですけれども、2款1項5目施設介護サービス給付費、当初予算から減額しておりますけれども、これはどういった要素があるのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 田谷介護保険課長。

○介護保険課長（田谷晴男君） 当初予算で見込んだ給付費、利用者数よりも少なくなったということで減額させていただきましたけれども、そのかわりに地域密着型の特別養護老人ホームの事業費のほうが増えております。地域密着型のほうに移行しているということだと思います。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、施設の入所の待機者というのは、地域密着型の方が増えているということで、減額になっているというふうに考えてもよろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 田谷課長。

○介護保険課長（田谷晴男君） 待機者数につきましては、第5期の介護保険事業計画の中で242名の特養の待機者がいるということで施設整備計画を立てまして、その計画に基づいて施設を整備しております。今年の6月には、認知症の高齢者グループホームが1施設、18人、あと8月には地域密着型の特別養護老人ホーム、29人の施設が開所しております。来年の4月あるいは若干工事の関係でおくれましても、6月ぐらいにはさらに広域型の特別養護老人ホーム、50人程度、それと地域密着型の特別養護老人ホーム、29人が2施設、そういったことで次々と開所していくということで、それによって待機者が一時的には解消できるのではないかと思います。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 第5期ということで、242名の待機者がいるということで、それに対応する施設整備が順調に進んできたと考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 田谷課長。

○介護保険課長（田谷晴男君） 計画どおりに進んでおりまして、老人保健施設でとちぎメディカルセンターがありますけれども、そこが若干おけているということでございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 先ほど50人の特別養護老人ホーム、これはどこら辺にできるのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 田谷課長。

○介護保険課長（田谷晴男君） 大平町の下皆川でございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 561ページ、一次予防事業費としてはつらつセンター事業費というのが各地域ごとに出ておりますけれども、この実態というのですか、地域ごとにこういった事業が委託料として出ているのか伺いたいと思います。

○委員長（平池紘士君） 鈴木高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） はつらつセンターにつきましては、地域の住民が主体となって自治会などにおきまして開催する介護予防事業ですが、平成25年度におきましては、新規に全市で23自治会が立ち上がりまして、平成25年度継続も含めると57団体が開催しております。その参加者につきましては、延べ8万8,232人が参加しております。

その開催の内容におきましては、週1回程度、地域の中で介護予防事業ということで、特に閉じこもりぎみの方にお声かけをしながら、グラウンドゴルフやあるいはカラオケ教室、気軽に介護予防として参加し、体を動かしたりとか人との交流を図っていくような内容で実施されております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 介護予防というのですか、そのことでやっているということですが、地域によってかなり、もともと大平にあった事業ですよ。それを市長が全市に広げるということでやってきたわけですが、この制度自体をまだまだわかっていないというところもあるのではないかと思います。この啓発というのですか、周知というのですか、そこら辺はどういうふうにやっていますでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 年度当初に各地域におきまして自治会長さんに案内通知をして、その事業の説明会を開催しております。事業の趣旨などを説明するところですが、また実際開催している自治会から事例という形で実績などを発表していただいて、これから開催しようという自治会に対して、その事業の普及啓発につながっているかと思われま。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） やっぱ、最終的には介護予防になるような事業にしていけないといけないと思うのです。ほかにも介護予防的な、市が実施している、そういう事業がありますよね。そういったところの整合性というのですか、意外と、市民の方からすると、こういう事業があったり、また別の事業があったりして、何かいっぱいやっているようだというような印象を受けているみたいですよ、はつらつセンター、敬老会も含めて何か。だから、やっぱり、本当にこの実績というか、

介護予防になるような事業にしていけないといけないのだと思うのですけれども、そこら辺のチェックというのですか、それはどういうふうに行っているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 各自治会で開催されていく中で、どんなふうで開催したらいいかというあたりのご相談を受けて、実際の方に職員のほうが出向いて指導などをするということもやっております。

○委員長（平池紘士君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 関連で質問させていただきます。

このはつらつセンター、これは市としての指導の一環として、今白石委員のほうから、敬老会のほうとか、またほかの団体が混乱を招くような事業であるというニュアンスの説明があったと思うのですが、自治会社協という名目、これは私、自治会長をやっているところ、平成14年ごろなのですが、それが主体となって、老人とか、そういった閉じこもり、ひきこもりの方々を元気づける一応事業ですよということで指導いただいたのですけれども、自治会長の会合で。それで、初めて手を挙げて、第1回目から参加しているのですけれども。今は、はつらつセンターを運営する自体が老人会である地域もあれば、今言った大平のように、自治会社協みたいな新たな形を、組織をつくってやる自治会と、ばらばらになっているような状況なののですけれども、実際どのような、新規に手を挙げる自治会に対しては趣旨説明しているのか、ちょっと確認したいと思うのですが。

○委員長（平池紘士君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 一応、はつらつセンターの事業案内ということでマニュアルを作成しまして説明を行っているところですが、その開催する団体というか、自治会なのか、社協なのかということなのですが、地域によってやはり開催しやすい自治会の規模であったりとか、人数などによって開催のしやすさがあるかと思われますので、老人クラブの活動イコールではないのですけれども、老人クラブの会員のご協力を得ながら開催している自治会もあれば、どちらかという自治会長さんが中心になって開催している自治会もあり、またあるいは社協の協力を得ながら開催しているところもありということで、いわゆる自治会の中、地域の中で開催しやすいやり方をお願いしているところです。

○委員長（平池紘士君） 永田委員。

○委員（永田武志君） 確認なのですが、自治会社協という意味、課長さん、おわかりですか。自治会社協です。社協を言っているのではないのです。自治会社協という組織、団体、それは合併前にこのはつらつセンターに関連して報告は大平サイドから受けていないのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 栃木ですと、地区ということで、例えば皆川とか吹上とかという1つの地区というグループになるのですが、そこを地区社協という形で、社協といっても、その地域

の中の民生委員さんだったりとか、あるいは自治会長さんとか、地域を担っている組織などが入っている地区社協と言われる部分があるかと思うのですが。そんな解釈でおりますが、よろしいでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 永田委員。

○委員（永田武志君） わかりました。やっぱり、その団体でこのはつらつセンター事業を運営していく、やっぱりベターだと思うのです。私は自治会社協と大平の名称で言いましたけれども、地区社協、これはイコールだと思うのですが、自治会だけでやり切れないところを新たな地区社協としての形づけをして、その中には、自治会長さんしかり、保護司さんしかり、民生委員さん、副自治会長さん、高齢者の何々会の代表、会長さんなり、そういった人たちが、地域の雄、組織の、それで1つの地域の社協を立ち上げて、それで今行われている高齢者を対象にはつらつセンターという形で実施している、それであれば混乱は私はないと思います。ありがとうございました。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） ページ数、559から次の561になるのですけれども、二次予防事業対象者把握事業費ということで、栃木を筆頭に、大平、藤岡、都賀、西方というふうに決算されています。この事業に対しては、恐らく二次予防の対象者に対する、郵送したりだとかということではないかなとは思うのですけれども、それでよろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） いわゆる65歳以上の方が対象となるところですが、隔年ということで、奇数年齢の方にチェックリストをお送りしております。市全域での委託料ということで、業者に配布、回収を委託しております。郵送費につきましては、送る分については全市分を栃木の中に入れておりますが、その結果に基づいて対象者宛てに送る分については、各総合支所の中にも郵送料という形で入れております。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） そうしますと、郵送に対しての回収率なんかがあったら教えていただきたいと思えます。

○委員長（平池紘士君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 全市で発送が、1万6,404件発送しまして、有効回答者数が1,420件で、回収率が85.5%でした。そのうち、二次に該当した方が4,252人ということです。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 約4,200人の方が二次予防の対象者になるということで、実際に予防のための参加率というのはどれぐらいになりますか。

○委員長（平池紘士君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） そのうち411人が各事業に参加しておりまして、8.9%になります。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 最終的な質問になると思うのですが、実際に受診というか、予防に参加されるのが8.9%ということで、この数字を見てしまいますと、これは無駄とは言いませんけれども、やっぱりアンケートを出すだけとか、そういうイメージが本当はかなり強くて、本来の目的というのは、二次予防者を減らしていくというのが目的なのだと思うのです。やっぱり、この8.9%というのをどのように思っていて、どういうふうにしたいのかお答えいただきたいと思います。

○委員長（平池紘士君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） ご指摘のように、8.9ということで非常に少ない数字でございます。そのために、二次予防事業の参加というよりは一次予防ということで、二次に該当するのだけれども、気軽に、1回だけでも、ちょっと体験という形で、例えば運動だったりとか口腔などの教室にご案内をして、まずはちょっと体験ということで、参加しませんかという形でしております。二次予防事業参加となりますと、2カ月、3カ月、継続的に参加していただいて事業の効果などを評価するという部分がございますので、参加者にとってはなかなか、ちょっと回数的なものとかあたりで参加しにくいという部分もあるかと思われま。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） 要望になるかと思うのですが、やはりこの参加率というのを増やす、啓発を含めて、PRも含めてよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 同じページ、559で運動機能向上事業費（栃木）、また大平、1ページめくってもらおうと西方にこの事業費が出ていて、特に大平が非常勤講師報酬ということで額的に多いと。これは、どういった事業をやっているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 栃木におきましては、健康運動指導士さんに来ていただきまして、7回のコースということで、栃木、吹上、国府などにおいて開催しております。また、運動だけではなくて、例えば口腔とか栄養なども複合的にあわせ持った機能低下のある方もいらっしゃいますので、そういった方については複合型の教室のほうにも参加していただくような形で行っております。ちょっとほかの地域については、申しわけございません。

○委員長（平池紘士君） 野崎課長。

○大平総合支所健康福祉課長（野崎由美子君） 大平の健康福祉課におきましても、実施状況等につきまして、内容等についても、やはり栃木地域と内容については同じようなことをやっております。元気アップ教室とかフォローアップ教室等、またその教室のときに体力測定、血圧測定等も実施しているような状況でございます。

また、先ほどの中の臨時職員の件でございますが、こちらでは包括的マネジメント事業の移行はしましたが、介護支援専門員を臨時職員として平成25年度は雇ってございましたけれども、途中でその方が資格を取りまして、包括的継続的ケアマネジメント事業ということで、別な今度は事業費のほうに平成26年度は予算がえをしたところでございますが、そちらの運動機能の教室開催等への指導ということで臨時職員の方があわせていたということでございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） わかりました。

大平だけ特別だということではなくて、栄養改善事業とか口腔機能、そういったものを包括的に運動機能向上事業もやっている、各地域で同じようにということで理解してよろしいのですか。

○委員長（平池紘士君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 対象者が高齢者ですので、参加しやすいように各地域の中で開催しております。

○委員長（平池紘士君） 小久保委員。

○委員（小久保かおる君） 関連の質問なのですけれども、559ページの閉じこもり・認知症・うつ予防支援事業費についての対応内容とその関連の人数をお聞きます。

○委員長（平池紘士君） 答弁をお願いします。

鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） 閉じこもり・うつ、これはいわゆる先ほどの二次予防事業、把握事業で把握された方が参加する教室ということになるのですが、各地域において開催し、回数が163回で、参加人数が、延べ678名の方が参加されております。

○委員長（平池紘士君） これは全体での数字ですか。

鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） はい、全体での回数、人数です。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから認定第4号を採決いたします。

本決算は認定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第4号は認定すべきものと決定いたしました。

---

◎認定第5号の質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第14、認定第5号 平成25年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより審査に入ります。

ただいまから歳入、歳出等を一括した質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） これは、歳入歳出総額でいいますと4,400万円ほどですよ。これは予防給付の計画策定の計画費をやっているようなのですけれども、何で別に介護保険とサービスを分けてやらなくてはいけないのか、非常に私は疑問に思っているのだけれども、岩舟はないですよ、岩舟は。栃木はあるのですけれども、これはどういう理由からなのでしょう。

○委員長（平池紘士君） 鈴木課長。

○高齢福祉課長（鈴木優子君） この介護予防サービス勘定と申しますのは、委員がおっしゃるように、要支援認定者の方のプラン作成となります。そのプラン作成につきましては、介護報酬という形で収入として市の中に入ってまいりますので、この件については、国のほうで会計管理として別にするよということで方針が出されておりますので、それに倣っているところです。また、岩舟におきましては、昨年においては包括支援センターが委託という形でありましたので、市の会計の中にはその部分が入ってきておりません。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから認定第5号を採決いたします。

本決算は認定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、認定第5号は認定すべきものと決定いたしました。

---

◎認定第18号の質疑、討論、採決

○委員長（平池紘土君） 次に、日程第15、認定第18号 平成25年度栃木地区広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について（所管関係部分）を議題といたします。

これより審査に入ります。

ただいまから歳入、歳出等を一括した質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 歳入のほうで、17ページですけれども、2款1項1目手数料で、これは廃棄物手数料として3億2,000万円ほど入っていますけれども、この内容は一体どういう内容なのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 金田環境課主幹。

○環境課主幹（金田 卓君） ただいまの質問にお答え申し上げます。

廃棄物処理手数料につきましては、事業系の一般廃棄物として搬入されるごみの手数料でございます。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは事業系ですか。そうしますと、一般市民が持ち込んだ部分の手数料というのはどこに入っているのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 金田主幹。

○環境課主幹（金田 卓君） お答え申し上げます。

先ほどの回答を一部訂正させていただきます。一般の方のごみ処理手数料も含まれております。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 一般の市民が持ち込んだ手数料というのはどの程度になっていますか。

○委員長（平池紘土君） 金田主幹。

○環境課主幹（金田 卓君） 一般の方のごみの搬入量を正確には把握しておりませんが、ごみ処理手数料のうち現金分というのが約20%ほどございます。そのうち、一般の方は多くて10%程度と考えております。ですから、個人で、事業系個人、そこへ入ってくるごみのうちの多くて2%程度と考えております。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、3億2,000万円の2%、計算しますと幾らになるのでしょうか。わずかな額だと思いますけれども、どのくらいになりますか。

○委員長（平池紘土君） 金田主幹。

○環境課主幹（金田 卓君） 約640万円程度と考えております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 多くの市民が自分で持ち込んで、ガソリンを使って持ち込んだのに手数料を取られて、おかしいではないかと思っている方はいっぱいいるのです。そういった点で、640万円程度の収入ということであれば、ほかの自治体で無料にしているところもありますので、これは無料にすべきだと思いますけれども、どのように考えていますか。

○委員長（平池紘士君） 金田主幹。

○環境課主幹（金田 卓君） ごみ処理手数料につきましては、通常、一般の方がごみを出すときには市が無料で回収をしております。清掃工場に持ち込まれるごみというのは多量に出るごみということで、ごみの減量を促進する意味からも、その分についてはご負担願いたいというふうに考えております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そういったことで、細切れで出せば無料というか、なると、同じごみを出すのにも細切れで出せば大丈夫なのだと。それを一気に持っていけば、自分の車でガソリンを使って持っていく、いろいろ市民にとっては矛盾を感じている。宇都宮市、どこでしたっけ、とか、取っていないところはあるのです。そういった点で、620万円程度というのであればぜひ無料化でいいのかな、持ち込んだ場合は手数料を取らないという方向を考えていただきたいと、これは要望で結構です。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから認定第18号の所管関係部分を採決いたします。

本決算は認定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第5号の所管関係部分は認定すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎認定第26号の質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第16、認定第26号 平成26年度栃木地区広域行政事務組合一般

会計歳入歳出決算の認定について（所管関係部分）を議題といたします。

これより審査に入ります。

ただいまから歳入、歳出を一括した質疑に入ります。ページ数もお知らせ願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから認定第26号の所管関係部分を採決いたします。

本決算は認定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、認定第26号の所管関係部分は認定すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦勞さまでした。

〔執行部退席〕

---

#### ◎認定第12号の質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第17、認定第12号 平成25年度岩舟町一般会計歳入歳出決算の認定について（所管関係部分）を議題といたします。

これより審査に入ります。

ただいまから歳入、歳出等を一括した質疑に入ります。質疑はありますか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 51ページですけれども、同和対策事業、これは526万2,670円ということで、民間運動団体に出しているということですから、どういったところに出しているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 永島岩舟教育支所長。

○岩舟教育支所長（永島保男君） 岩舟町におきましては、委託料として3団体に交付しております。部落解放同盟岩舟町協議会、また部落解放愛する会岩舟町協議会、また地域人権連岩舟町協議会ということで3団体となります。

なお、そのほか、補助金のほう、事業補助につきまして、こちらは2団体、部落解放同盟岩舟町協議会と部落解放愛する会岩舟町協議会で、先ほど、地域人権連運動岩舟町協議会は補助金は受けておりません。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 合併調整ということでちょっと聞いておきたいと思いますけれども、51ページの福祉タクシー事業費、これは平成25年度はどのような事業で、調整はどのようなふうになっていますか。

○委員長（平池紘士君） 熊倉岩舟総合支所健康福祉課長。

○岩舟総合支所健康福祉課長（熊倉 繁君） 福祉タクシー事業ですけれども、これにつきましては、年齢が80歳以上の方、あと身体障害者手帳をお持ちの方ということで、1級もしくは2級に該当するという方と、あと療育手帳をお持ちの方、A1、A2、いずれかの判定を受けた方ということと、あと精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、1級に該当する方ということで対象に発行しているところでございます。福祉タクシーのほうの件数につきましては、8,224件ということでなっております。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 制度的には、今現在の栃木市と同じ制度になっているということでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 熊倉課長。

○岩舟総合支所健康福祉課長（熊倉 繁君） 今、平成25年度につきまして、平成26年もそうなのですけれども、月4枚ということで発行しております。そこが栃木市と違うところでございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、平成26年度もそれは継続でまだやっているということで、最終的には調整するのでしょうかけれども、平成26年度はやっている。

○委員長（平池紘士君） 熊倉課長。

○岩舟総合支所健康福祉課長（熊倉 繁君） 平成26年度も同じように月4枚ということで発行しております。今年度中に栃木市と調整するということになっております。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 53ページの老人福祉費ですけれども、一般経費の中で生活支援として冬季の燃料費というような説明がありましたけれども、これはどのような事業で、どのぐらいの金額を出しているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 熊倉課長。

○岩舟総合支所健康福祉課長（熊倉 繁君） こちらの事業につきましては、岩舟単独ということでやりました。冬季の燃料費の高騰に伴いまして、特別な生活の支援ということで行いました。70歳以上の独居世帯、1人世帯に対しまして3,000円を支給したということの事業でございます。対象

者は299世帯でございます。

以上です。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは、平成26年度はなくなっているのでしょうか。まだ継続しているのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 熊倉課長。

○岩舟総合支所健康福祉課長（熊倉 繁君） 平成26年度はやっておりません。

以上です。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） その下のシルバーカー購入費助成事業というのはどういう事業でしょうか。

○委員長（平池紘土君） 熊倉課長。

○岩舟総合支所健康福祉課長（熊倉 繁君） この事業は、65歳以上の高齢者の日常生活での便宜を図るということで、シルバーカーの購入費の一部を助成したということになりまして、購入費の2分の1ということで、限度が6,300円ということで助成をしております。件数的には、申請者、18件ということで行いました。

以上です。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 合併調整ということは、これは栃木にもあるかな、調整はどのようなふうにしておるのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 熊倉課長。

○岩舟総合支所健康福祉課長（熊倉 繁君） 栃木市も同じく計上しておりますので、同じような事業をやっているということになります。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、55ページ、児童福祉総務費で一般経費の中にチャイルドシートの事業が入っていましたけれども、これはどのような事業でしょう。

○委員長（平池紘土君） 熊倉課長。

○岩舟総合支所健康福祉課長（熊倉 繁君） こちらの補助事業につきましては、満6歳未満の子供を養育している保護者が子供の安全を願ってチャイルドシートを購入したことに対しまして購入費の一部を助成するというので、購入費の2分の1、限度額1万円ということで行った事業でございます。助成人員は63名ですか、の事業を行いました。

以上です。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 栃木市はもう廃止されているのですけれども、平成26年度の合併調整によっ

てどういうふうになっているのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 熊倉課長。

○岩舟総合支所健康福祉課長（熊倉 繁君） 4月4日までで終わりということであります。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 福田委員。

○委員（福田裕司君） ページを戻りますけれども、53ページで福寿会及び敬老金の支給事業ということで、これの補助内容を教えてください。

○委員長（平池紘士君） 熊倉課長。

○岩舟総合支所健康福祉課長（熊倉 繁君） 福寿会及び敬老支給事業ということで、こちらにつきましては、先ほども話が出たと思いますが、地区社協ということで行っているところと自治会で行うというところがあります。本来、平成24年度までは地区社協でほとんど、21カ所あるのですが、そちらのほうの地区社協で平成25年度まではやっております。今年度におきましては、地区社協が解散したところがありますので、自治会でやっているということも起きています。実際には、今20カ所の地区社協があるということの事業でございます。こちらにつきましては、栃木さんと違うところは、補助金が、70歳から補助、1,000円ですか、だったのですが、栃木市の今年度は80歳からということで、1,000円を80歳からくれたということで今事業をやっているところでございます。

あと、敬老金のほうですけれども、敬老金のほうも、こちらも併合しまして栃木に合わせました。ですけれども、去年の決算でいきますと、77歳で5,000円、80歳で5,000円、88歳で1万円と、90歳で1万円、それと99歳で1万円、あと100歳ちょうどで10万円と、101歳以上というのはないということと事業をやりました。

以上です。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 55ページの第3子以降誕生祝金、これは赤ちゃん誕生祝金的なものですけれども、これはどうなっていますか。

○委員長（平池紘士君） 熊倉課長。

○岩舟総合支所健康福祉課長（熊倉 繁君） 第3子以降誕生祝金ということで事業を行いました。

こちらにつきましては、第3子以上の出産をした場合ということと町税を滞納していない保護者に5万円を支給したところでございます。対象児童が18名でございました。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは、平成26年度はどうなったのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 熊倉課長。

- 岩舟総合支所健康福祉課長（熊倉 繁君） 栃木市のほうの事業に合わせました。
- 委員長（平池紘士君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） その下の子ども・子育て支援事業、説明ですと支援事業計画をつくるニーズ調査をやったということですが、今度、栃木市に合併して、栃木市と一緒にやるということで、これは栃木、この計画をつくるに当たっては、その調整はやられているわけですか。
- 委員長（平池紘士君） 熊倉課長。
- 岩舟総合支所健康福祉課長（熊倉 繁君） この事業は、ニーズ調査ということで、支援事業計画策定の基礎資料ということで、データの整備を行うということで、調査対象が600人ということでやりました。回収率が50%ということでやったところでございます。今のところ、まだ栃木のほうとの調整はしておりません。
- 委員長（平池紘士君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） 今年度中に計画をつくるということでありますので、そこら辺はすぐに調査、ですから、ただ、どういうニーズがあるかというのをすり合わせしなくてはならないと思うので、そこら辺はぜひ忌憚なくやっていただきたい、要望です。
- 委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
- ただいまから討論に入ります。
- 〔「省略」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。
- ただいまから認定第12号の所管関係部分を採決いたします。
- 本決算は認定すべきものとするにご異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。
- したがいまして、認定第12号の所管関係部分は認定すべきものと決定いたしました。

---

◎認定第13号の質疑、討論、採決

- 委員長（平池紘士君） 次に、日程第18、認定第13号 平成25年度岩舟町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。
- これより審査に入ります。
- ただいまから歳入、歳出等を一括した質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 113ページ、国民健康保険税やっぱりかなり未収、収入未済額が出ておりますけれども、滞納の状況って、滞納世帯とか、そこら辺、状況がわかれば教えていただきたいと思っています。

○委員長（平池紘士君） 柿沼岩舟総合支所税務課長。

○岩舟総合支所税務課長（柿沼 実君） お答えいたします。

不納欠損であります、1,300万円ほどございまして、件数にいたしますと97件、不納欠損を行いました。主に時効成立、こちらが38件、あとは差し押さえる財産がない方とか行方不明になられた方、家族が病気である、また収入が少ない、そういった方々の件数になります。

また、収入未済額、こちらのほうが1億4,600万円ほどですけれども、約500世帯ほどの件数になります。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 短期証、資格証の発行世帯はどのくらいになっていますか。

○委員長（平池紘士君） 海老沼岩舟総合支所生活環境課長。

○岩舟総合支所生活環境課長（海老沼文明君） まず、資格者証の発行数なのですが、平成25年10月現在につきまして44世帯になります。ちなみに、平成24年度は58世帯、平成23年度は62世帯ということで、年々少なくなっている状況でございます。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 短期証のほうはどういうふうになっていますか。

○委員長（平池紘士君） 海老沼課長。

○岩舟総合支所生活環境課長（海老沼文明君） 短期証なのですが、平成25年、やはり10月現在なのですが、短期1カ月ということで150世帯、短期3カ月ということで5世帯、短期6カ月は4世帯になります。平成24年度が、短期1カ月が127世帯、短期3カ月が16、短期6が12世帯です。平成23年度は、短期1カ月が129世帯、短期3カ月が26世帯、短期6カ月は4世帯という状況になっております。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 資格証が減っているということはいいということになるかどうかわかりませんが、滞納が1年を過ぎた方に資格証を渡すわけですね。そういったことで、保険税の滞納のある方に対しての働きかけによって資格証が減っているということなののでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 柿沼課長。

○岩舟総合支所税務課長（柿沼 実君） 一応、資格証を発行はいたしますけれども、これは永遠に発行するというものではありませんので、これは相談に応じてもらう手段として、長期とか短期を

利用させていただいて滞納整理のほうに挑んでいるというようなことになります。ですから、発行はしていますけれども、順次相談に対してお答えしているわけですから、そう長くやっているというものでもありません。

以上です。

○委員長（平池紘士君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） なるべく短期証に切りかえるような、一部払ってもらって、そういう方向にしているということなのでしょうか。

○委員長（平池紘士君） 柿沼課長。

○岩舟総合支所税務課長（柿沼 実君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（平池紘士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから認定第13号を採決いたします。

本決算は認定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第13号は認定すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎認定第14号の質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第19、認定第14号 平成25年度岩舟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより審査に入ります。

ただいまから歳入、歳出等を一括した質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから認定第14号を採決いたします。

本決算は認定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、認定第14号は認定すべきものと決定いたしました。

---

◎認定第15号の質疑、討論、採決

○委員長（平池紘土君） 次に、日程第20、認定第15号 平成25年度岩舟町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより審査に入ります。

ただいまから歳入、歳出等を一括した質疑に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 175ページですけれども、介護保険料ですけれども、これは1人どの程度になっているのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 熊倉課長。

○岩舟総合支所健康福祉課長（熊倉 繁君） 岩舟町の平均は4,660円ということで行っております。

○委員長（平池紘土君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは、第6期の計画をつくる中で、栃木市、岩舟町、統一していくということで、考え方でよろしいのでしょうか。

○委員長（平池紘土君） 熊倉課長。

○岩舟総合支所健康福祉課長（熊倉 繁君） 今現在第5期で動いているのですけれども、第6期で合わせていくということで考えております。

以上です。

○委員長（平池紘土君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから認定第15号を採決いたします。

本決算は認定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第15号は認定すべきものと決定いたしました。

---

◎認定第20号の質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第21、認定第20号 平成26年度岩舟町一般会計歳入歳出決算の認定について（所管関係部分）を議題といたします。

これより審査に入ります。

ただいまから歳入、歳出等を一括した質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから認定第20号の所管関係部分を採決いたします。

本決算は認定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第20号の所管関係部分は認定すべきものと決定いたしました。

---

◎認定第21号の質疑、討論、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第22、認定第21号 平成26年度岩舟町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより審査に入ります。

ただいまから歳入、歳出等を一括した質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから認定第21号を採決いたします。

本決算は認定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第21号は認定すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎認定第22号の質疑、討論、採決

○委員長（平池紘土君） 次に、日程第23、認定第22号 平成26年度岩舟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより審査に入ります。

ただいまから歳入、歳出等を一括した質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから認定第22号を採決いたします。

本決算は認定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘土君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第22号は認定すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎認定第23号の質疑、討論、採決

○委員長（平池紘土君） 次に、日程第24、認定第23号 平成26年度岩舟町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより審査に入ります。

ただいまから歳入、歳出等を一括した質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから認定第23号を採決いたします。

本決算は認定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、認定第23号は認定すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（平池紘士君） ここで暫時休憩いたします。

（午後 4時52分）

---

○委員長（平池紘士君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 5時05分）

---

#### ◎請願第1号の上程、採決

○委員長（平池紘士君） 次に、日程第25、請願第1号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書に関する請願書を議題といたします。

初めに、請願・陳情文書表を書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○委員長（平池紘士君） ありがとうございます。

これより審査に入ります。

なお、各委員のご発言の際には、請願の趣旨やその論点等について、さらには請願に対する各委員の賛否などを自由にご討議いただきたいと思いますので、よろしく願います。

それでは、ご意見等がありましたら、ご発言をお願いいたします。

小久保委員。

○委員（小久保かおる君） 私は、採択の立場で賛成いたします。

手話言語法の講習会に参加させていただいて、請願書に書いてあるとおり、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供たちが手話を身につけ、手話で学び、自由に手話を使い、さらに手話を言語として普及、研究することのできる環境に向けた法整備が必要であると思いますので、採択です。

以上です。

○委員長（平池紘士君） ありがとうございます。

ほかにご発言はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 私も、この請願に対して採択すべきということで意見を述べさせていただきます。

最近起こった事件で、盲導犬が刺されたとか少女が蹴られたとか、これは視覚障がい者に対する偏見あるいは差別的な、本当に心痛む事件がありました。今回の手話言語法制定を求めるということについては、聾者、また視覚、聴覚障がい者の方々にとって、非常に、この社会で自由に平等に生きていくために必要なものだと私は思います。

この手話言語法については、2006年、平成18年ですけれども、12月に、国連障害者権利条約第2条の定義のところに「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と明記されました。さらに、政治的、社会的、経済的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において障がいを理由とする差別を行ってはならない、そのための合理的配慮の欠如も差別に当たるということが明記されました。そして、日本政府、やっこの障害者権利条約を批准したのですけれども、やっぱり批准したからには言語法を、手話というものをきちり法的に位置づけて、聴覚障がい者、聾者の方々が本当に自由にコミュニケーションをとれる、生きていける、そういう社会にすべきだと思います。それが我々にとっても本当に住みよい社会になると思います。

以上の点から、早急にこういう、あと改正障害者基本法も通っていますから、そういった点で、早急に法律化するか、そういうことが必要だと思いますので、私も採択すべきということで意見を述べさせていただきました。

○委員長（平池紘士君） ありがとうございます。

ほかに。

福田委員。

○委員（福田裕司君） 私は、結論的には採択の立場で意見を述べさせていただきたいと思います。

今、お二方、委員さんが全くおっしゃったとおりでございます。

それと、ちょっと自分なりに調べましたら、都道府県別でも、47都道府県の中で既にもう34の都

道府県が意見書の可決をしているという実態もございまして、その中にはもう条例まで制定している、北海道、三重県、佐賀県なんていうのは条例の制定までしていると、逆に進んでいるのかなというところがございます。ぜひ、栃木市につきましても、手話言語法の制定を求める意見書に賛同してまいりたいなという気持ちでございます。

それと、聾者とは違うのかもしれないですけども、高齢化が進むということで、お年寄りが難聴とかというのもだんだん年とともに進むわけですよ。そういう方のためにも、何かこういう制定されるということはいいことかなというふうに感じております。

以上です。

○委員長（平池紘士君） ありがとうございます。

ほかにご意見はございませんか。

永田委員。

○委員（永田武志君） 私は、皆さんと同じで、採択すべき立場から意見を述べさせていただきます。

特に耳の不自由な子供さん、やっぱり手話を通じて、手話をまず学んで、そして手話によってコミュニケーションを図って大きく成長していただければ、また今福田委員がおっしゃったとおり、高齢者にもしかりであると思います。そういう観点から、ぜひ採択すべきと考えます。

以上です。

○委員長（平池紘士君） ほかにご意見は。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 私も、採択すべきという立場から一言述べさせていただきます。

皆様から、ほかの委員の方から今発言がございましたが、私もそのとおりであるというふうと考えております。

また、うちの子供、今小学生と中学生でございますが、小学校時代に手話を習いました。耳が聞こえない方、子供たちとコミュニケーションをとるために手話を学んでおりました。障がいを持つ方々が全て、ノーマライゼーションの理念のもとに、日本国民としてしっかりと生きていけるように、これからもそういったために、この請願をしっかりと栃木市議会として採択をすべきであるというふうに思っております。

以上です。

○委員長（平池紘士君） ありがとうございます。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） それでは、ただいまから請願第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本請願を採択すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（平池紘士君） ありがとうございます。起立全員であります。

したがって、請願第1号は採択すべきものと決定いたしました。

手話通訳の方々、お疲れさまでございました。

---

◎陳情第6号の上程、採決

○委員長（平池紘士君） それでは次に、日程第26、陳情第6号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書を議題といたします。

初めに、請願・陳情文書表を書記に朗読させます。

寺内書記、お願いします。

〔書記朗読〕

○委員長（平池紘士君） ありがとうございます。

これより審査に入ります。

先ほどと同様に、陳情に対する各委員の賛否などを自由にご討議いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

小久保委員。

○委員（小久保かおる君） 私は、採択の立場から意見を述べさせていただきます。

陳情の理由を読んで、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、対象から外れている患者が相当数に上っております。現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところです。肝硬変、肝がん患者は毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は一刻の猶予もない課題であるということでもありますので、この陳情書は採択すべきであると思います。

○委員長（平池紘士君） ありがとうございます。

ほかにご意見はございませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 私も、この陳情に対して採択すべきという立場で意見を述べさせていただきます。

B型、C型ウイルス性肝炎については、昔、注射器を使い回したとか血液製剤を使って感染が広まったとか、そういうことが言われていて、裁判でも国が断罪されています。しかし、多くの患者さんが、時間的な経過とかで、裁判では断罪されているのだけれども、しっかりとした補償がされていないというのが実態で、救済されていないということなのです。

特に今、この意見書、陳情文書の中にもありますように、肝がんとか肝硬変、これが医療費の助成対象になっていないというのは本当に大変な状況だと思います。今医療もどんどん進んでいますし、そういった点で、肝炎患者の方の命を守っていく点で、この医療費助成を拡充するのは必要だ

と思いますので、この陳情を採択すべきと思います。

以上です。

○委員長（平池紘士君） ありがとうございます。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平池紘士君） それでは、ただいまから陳情第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本陳情を採択すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（平池紘士君） 全員起立でございます。

したがって、陳情第6号は採択すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（平池紘士君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって民生常任委員会を閉会いたします。

（午後 5時20分）